

## 資 料 編

- 1 第6次青森県環境計画策定に係る「環境に関する県民アンケート調査」の概要
- 2 第6次青森県環境計画策定に係る「環境に関する事業者アンケート調査」の概要
- 3 第5次青森県環境計画取組状況等点検結果の概要
- 4 第5次青森県環境計画重点施策取組状況等点検結果の概要
- 5 第6次青森県環境計画の策定経過
- 6 青森県環境審議会委員名簿
- 7 第6次青森県環境計画策定検討有識者会議設置要綱
- 8 第6次青森県環境計画策定検討有識者会議委員名簿
- 9 第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議設置要綱
- 10 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

# 1 第6次青森県環境計画策定に係る「環境に関する県民アンケート調査」の概要

## 1 実施目的

第6次青森県環境計画の作成にあたっての基礎調査の一環として、県民の環境に対する評価や関心、環境問題に対する考え方及び環境配慮のための取組状況などを把握することによって本県の環境保全における課題や施策の重点化方向を明らかにし、新たに策定する計画に反映させるため、県民を対象としたアンケート調査を実施しました。

## 2 実施方法

- (1) 調査地域 県全域
- (2) 調査対象 県内に居住する満20歳以上の男女3,000人
- (3) 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送法（配布、回収ともに郵送による）
- (5) 調査期間 平成31年1月～2月

## 3 調査内容

- (1) 青森県の環境のイメージや特徴（本県において誇れる環境の特徴）について
- (2) 環境問題に対する関心度について
- (3) 環境保全に係る取組や状態の「重要度」と「充足度」について
- (4) 環境配慮行動の実践状況について
- (5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法について
- (6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容について
- (7) 自由意見

## 4 アンケートの回収結果

### (1) 回収状況

標本数①	総回収数	無効（白紙回答）	有効回答数②	有効回答率 (②/①×100)
2,971	1,683	1	1,682	56.61%

### (2) 回答者属性

#### ①性別

男性	女性	無回答
703人 (41.8%)	877人 (52.1%)	102人 (6.1%)

#### ②年代

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	無回答
95人 (5.6%)	156人 (9.3%)	272人 (16.2%)	313人 (18.6%)	424人 (25.2%)	363人 (21.6%)	59人 (3.5%)

#### ③居住地域

東青地域	中南地域	三八地域	西北地域	上北地域	下北地域	無回答
388人 (23.1%)	356人 (21.2%)	354人 (21.0%)	172人 (10.2%)	229人 (13.6%)	80人 (4.8%)	103人 (6.1%)

## 5 調査結果概要

### (1) 青森県の環境のイメージや特徴（本県において誇れる環境の特徴）

青森県の環境イメージや誇れる環境の特徴としては、「郷土色豊かな祭りや行事」が最も多くなっています。

青森県の環境のイメージや特徴(本県において誇れる環境の特徴)を尋ねたところ、「郷土色豊かな祭りや行事」と回答した割合が51.9%（前回50.1%）と最も多く、次に「きれいな空気、おいしい水」43.3%（前回42.9%）、「水産物など恵み豊かな海」36.4%（前回37.1%）の順となっています。

(図1-1)

なお、これらの上位3項目は前回（平成26年度）のアンケート結果と同順位となっており、複数回答による回答総数（5,001件）の約44%（2,215件）を占めています。（図1-2）

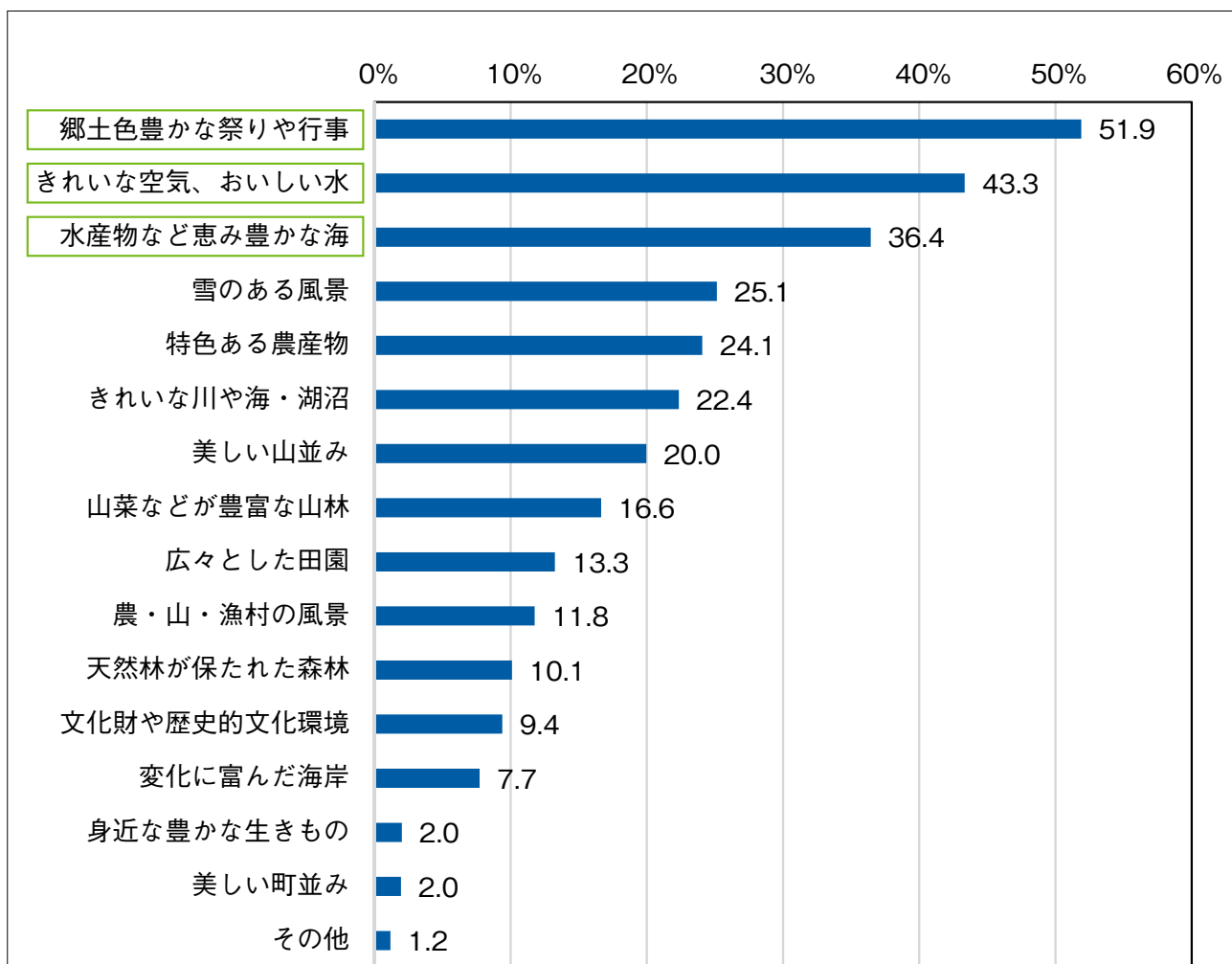
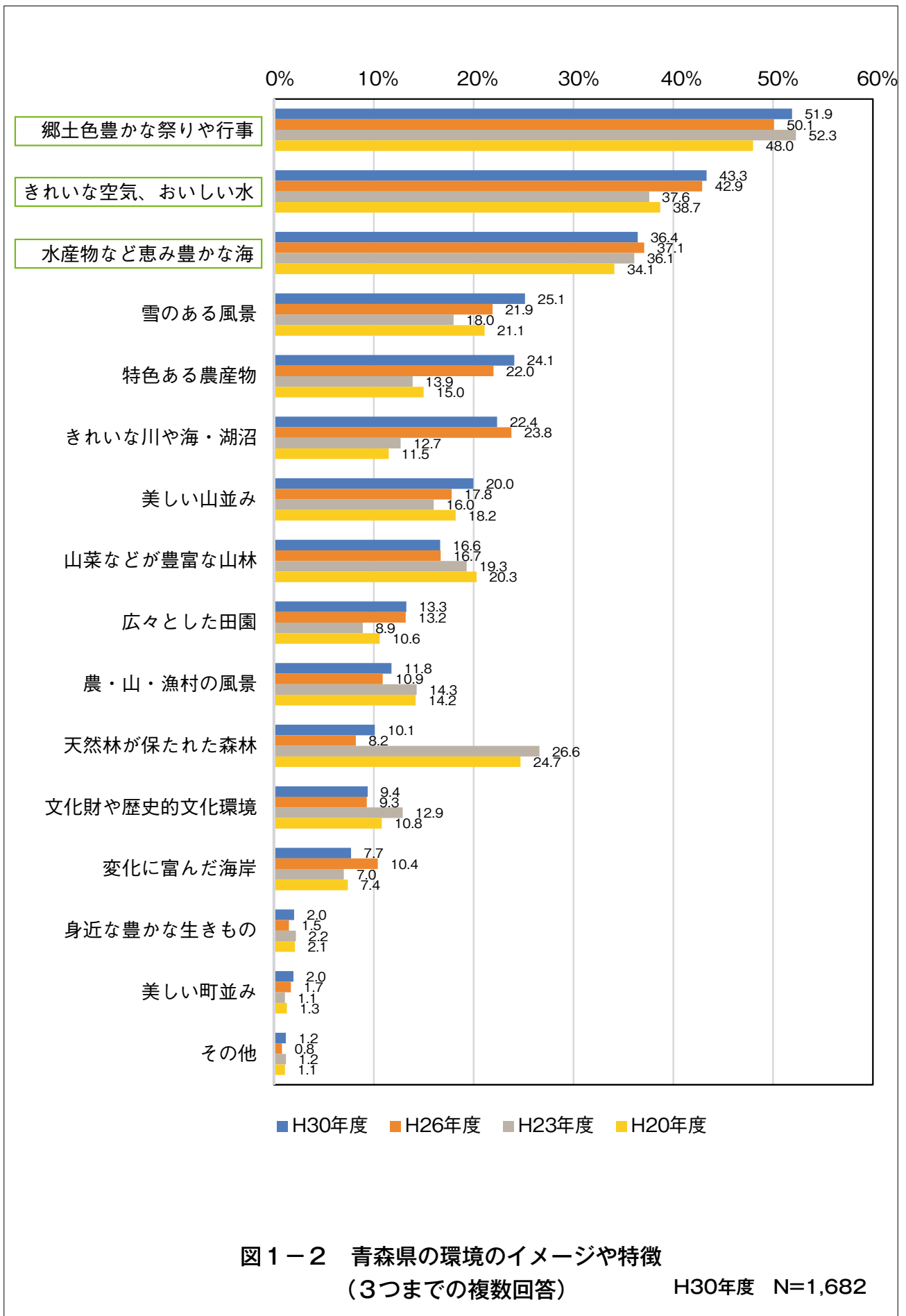


図1-1 青森県の環境のイメージや特徴  
(3つまで複数回答)

N=1,682

(参考) 図1-2 過去の調査との比較

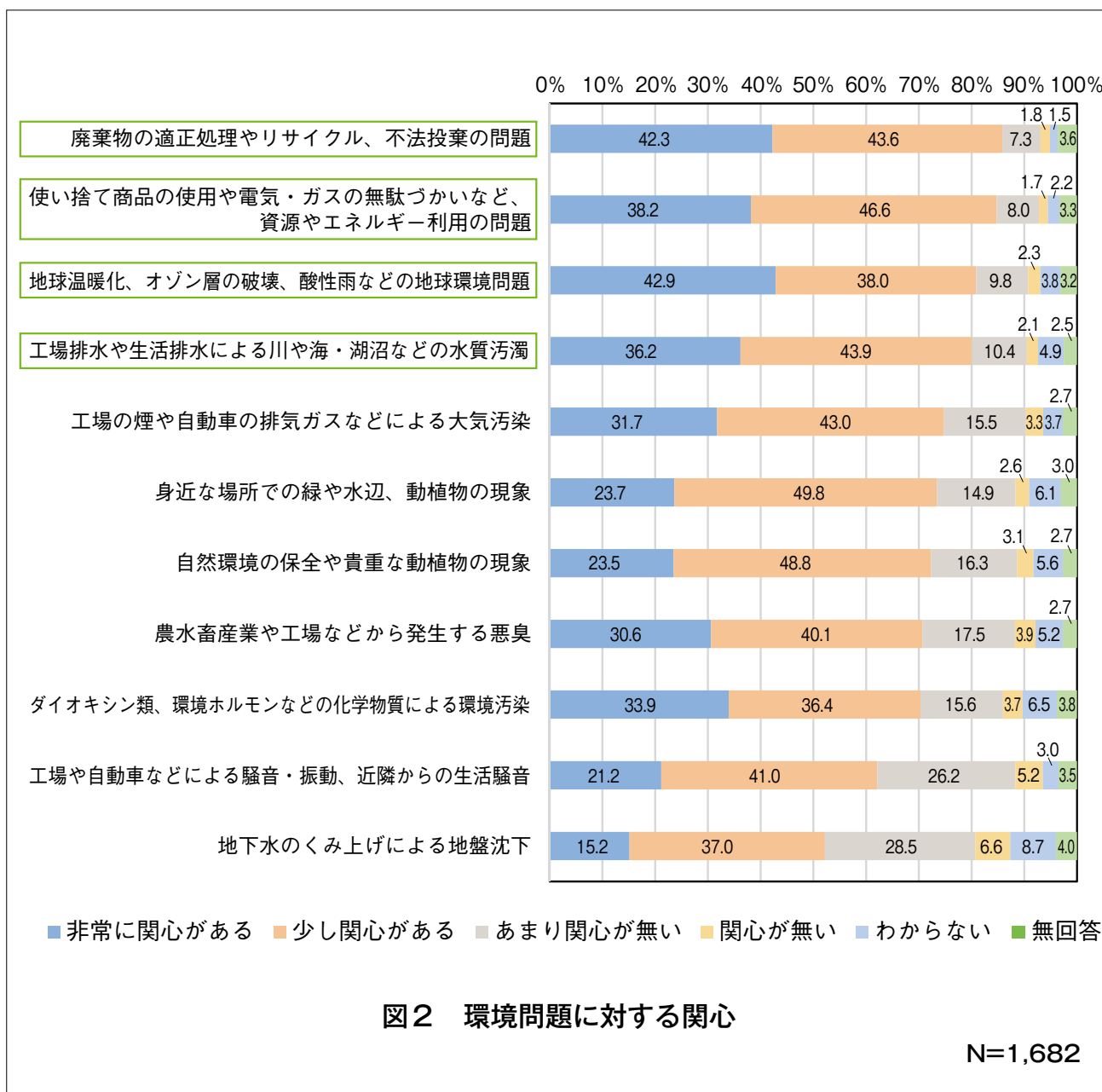


## (2) 環境問題に対する関心度

ごみの適正処理やリサイクルの問題、資源やエネルギー利用の問題、地球環境問題や水質汚濁に対する関心が高くなっています。

環境に対する関心について尋ねたところ、「非常に関心がある」又は「少し関心がある」と回答した人の合計が最も多かったのは、「廃棄物の適正処理やリサイクル、不法投棄の問題」の85.9%(前回86.8%)、次に「使い捨て商品の使用や電気・ガスの無駄づかいなど、資源やエネルギー利用の問題」で84.8%(前回87.5%)、「地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題」80.9%(前回83.3%)、「工場排水や生活排水による川や海・湖沼などの水質汚濁」80.1%(前回83.4%)となっています。(図2)

なお、これらの上位4項目は、関心があるとした割合が80%を超えており、前回(平成26年度)のアンケート結果と同様に、関心度が高くなっています。



### (3) 環境保全に係る取組や状態の「重要度」と「充足度」

#### ① 重要度

アンケート回答者のうち9割を超える県民が「森・川・海へと循環していく良質な水質源が保たれていること」が重要であると考えています。

環境保全に係る取組や状態の重要度について尋ねたところ、「重要である」又は「やや重要である」と回答した人の合計が最も多かったのは、「森・川・海へと循環していく良質な水質源が保たれていること」の91.7%（前回91.7%）で、次に「不法投棄や空き缶等の散乱ごみのない環境が維持されていること」の88.5%（前回89.2%）、「家庭における、一般廃棄物の減量、再利用、リサイクルが進んでいること」86.7%（前回89.6%）、「良好な大気環境が保たれていること」86.0%（前回86.9%）となっています。（図3-1）

なお、これらの上位4項目はいずれも85%を超えており、前回（平成26年度）のアンケート結果と同様に、重要と考える人の割合が高くなっています。

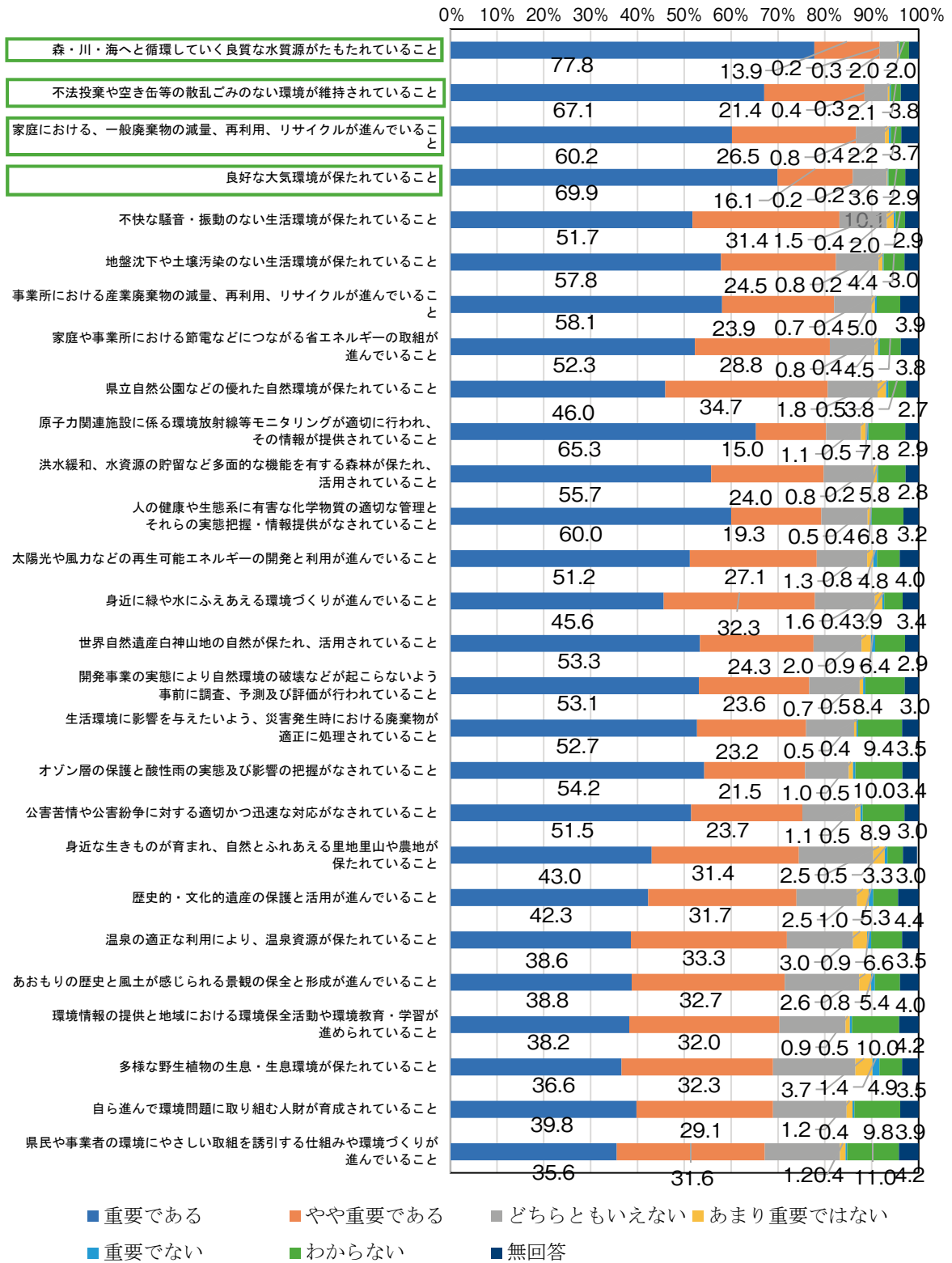


図3-1 本県の環境保全に係る取組や状態の重要度

N=1,682

## ② 充足度

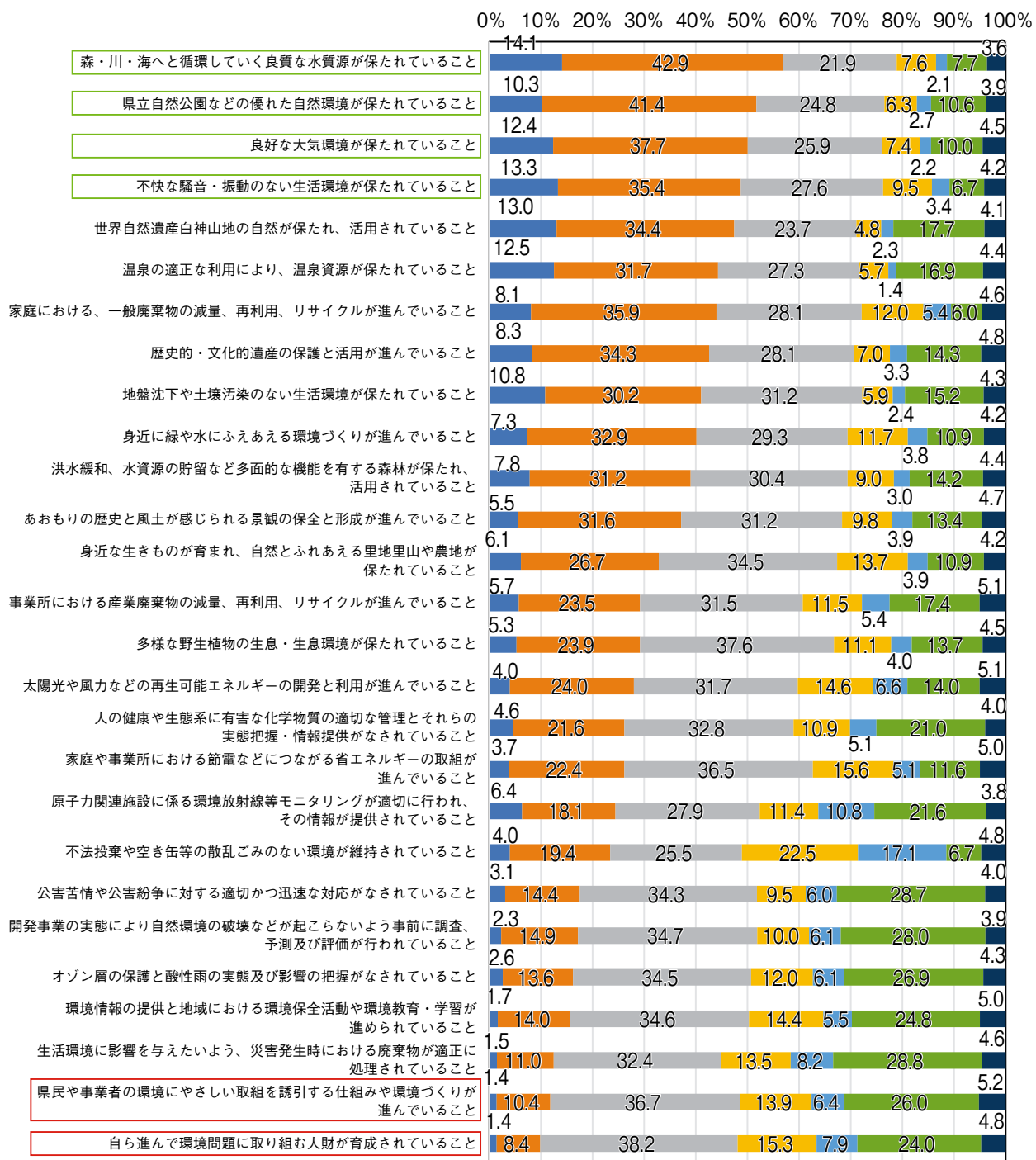
「良質な水資源」、「自然環境」「大気環境」「不快な騒音・振動のない生活環境」の充足度が高くなっている一方で「自ら進んで環境問題に取り組む人財の育成」、「県民や事業者の環境にやさしい取組を誘引する仕組みや環境づくり」の充足度が低くなっています。

環境保全に係る取組や状態の充足度について尋ねたところ、「満たされている」又は「やや満たされている」と回答した人の合計が最も多かったのは、「森・川・海へと循環していく良質な水質源が保たれていること」の57.0%（前回59.3%）で、次に「県立自然公園などの優れた自然環境が保たれていること」の51.7%（前回51.1%）、「良好な大気環境が保たれていること」50.1%（前回52.1%）、「不快な騒音・振動のない生活環境が保たれていること」48.7%（前回51.1%）となっています。（図3-2）

なお、これらの上位4項目の充足度評価は、前回(平成26年度)のアンケート結果と同様のものとなっています。

また、「満たされている」又は「やや満たされている」と回答した人の合計が最も少なかったのは、前回（平成26年度）のアンケート結果と同じく「自ら進んで環境問題に取り組む人財が育成されていること」の9.8%（前回9.1%）、次いで「県民や事業者の環境にやさしい取組を誘引する仕組みや環境づくりが進んでいること」11.8%（前回10.2%）となっています。





- 満足されている      ■ やや満足されている      ■ どちらともいえない
- あまり満足されていない      ■ 満足されていない      ■ わからない
- 無回答

図3-2 本県の環境保全に係る取組や状態の充足度

N=1,682

(参考) 重要度と充足度の関係 (環境問題に対する関心のある者)  
 横軸は重要度、縦軸は充足度を表しています。

右(上)へ向かうほど、重要(充足)の割合が高くと、左(下)へ向かうほど重要(充足)の割合が低いと示しています。なお、充足度は今回のアンケート調査に基づき整理した相対的なものです。

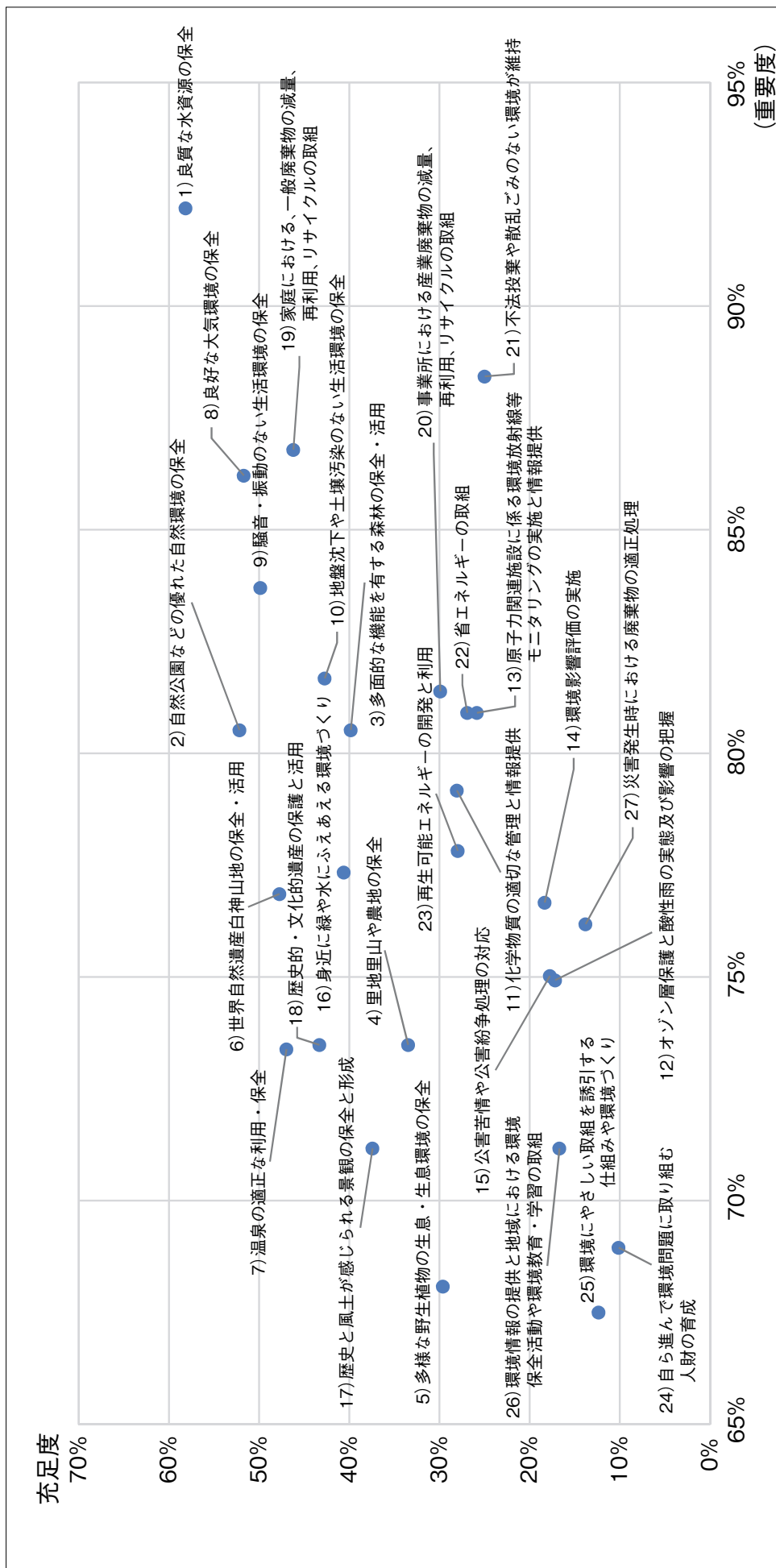


図4 重要度と充足度の関係 (環境問題に対する関心のある者)

#### (4) 環境配慮状況の実践状況

アンケート回答者のうち9割を超える県民が「空き缶やタバコのポイ捨てをしないこと」や「日常生活で生じるごみの分別」に関する環境配慮行動を実践しています。

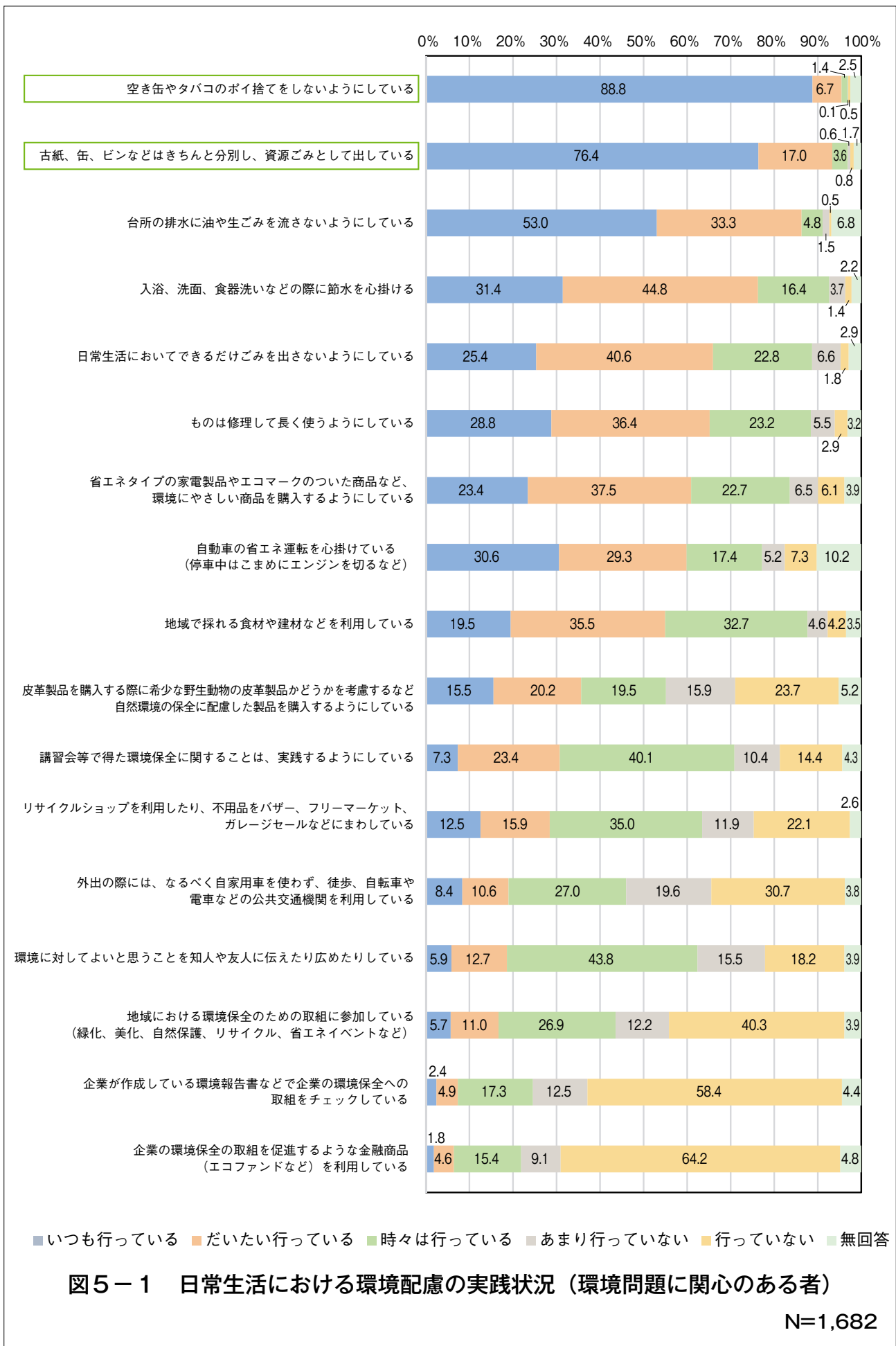
日常生活における環境配慮行動の実践状況について尋ねたところ、「いつも行っている」

又は「だいたい行っている」と回答した人の合計が最も多かったのは、「空き缶やタバコのポイ捨てをしないようにしている」で95.5%（前回95.5%）、次に「古紙、缶、ビンなどはきちんと分別し、資源ごみとして出している」で93.4%（前回93.9%）となっています。（図5-1）

これらの上位2項目は、実践割合が90%を超えており、前回（平成26年度）のアンケート結果と同様に、実践している人の割合が非常に高くなっています。

また、今回のアンケート結果と平成25年度「環境にやさしいライフスタイル実態調査」（環境省）を比較すると、「地域における環境保全のための取組に参加している」（全国38%、本県16.7%。21.3ポイントの差）、「リサイクルショップを利用したり、不用品をバザー等にまわしている」（全国43.5%、本県28.4%。15.1ポイントの差）等で差がみられました。（図5-2）

さらに、「環境問題に関心はあるが行動を行っていない理由」をみると、「地域における環境保全のための取組に参加している」では、「よく知らなかったから」（23.1%）と「特に理由はない」（19.1%）をあわせると42.2%にのぼります。そのほか、「外出の際には、なるべく自家用車を使わず、徒歩、自転車や電車などの公共交通機関を利用している」では「手間がかかるから」（18.8%）が多くなっています。（図5-3）



(参考) 図5-2 環境配慮の実践状況についての本県と全国との比較

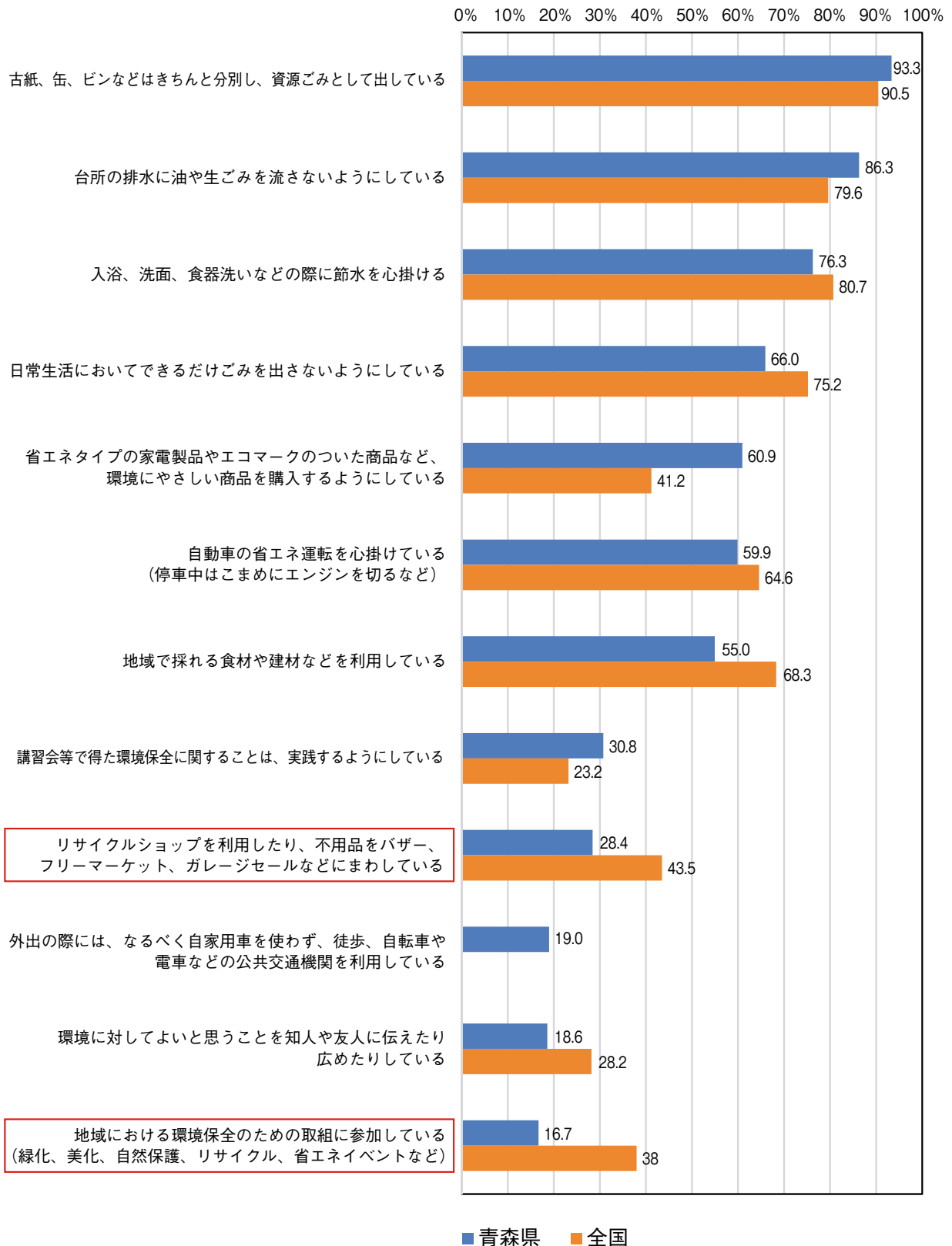


図5-2 環境配慮の実践状況についての本県と全国との比較  
 「行っている」「だいたい行っている」の合計  
 <環境省H25年度の環境にやさしいライフスタイル実態調査との比較>

N=1,682 (青森)  
 N=2,630 (全国)

(参考) 図5-3 環境問題に関心はあるが行動を行っていない理由

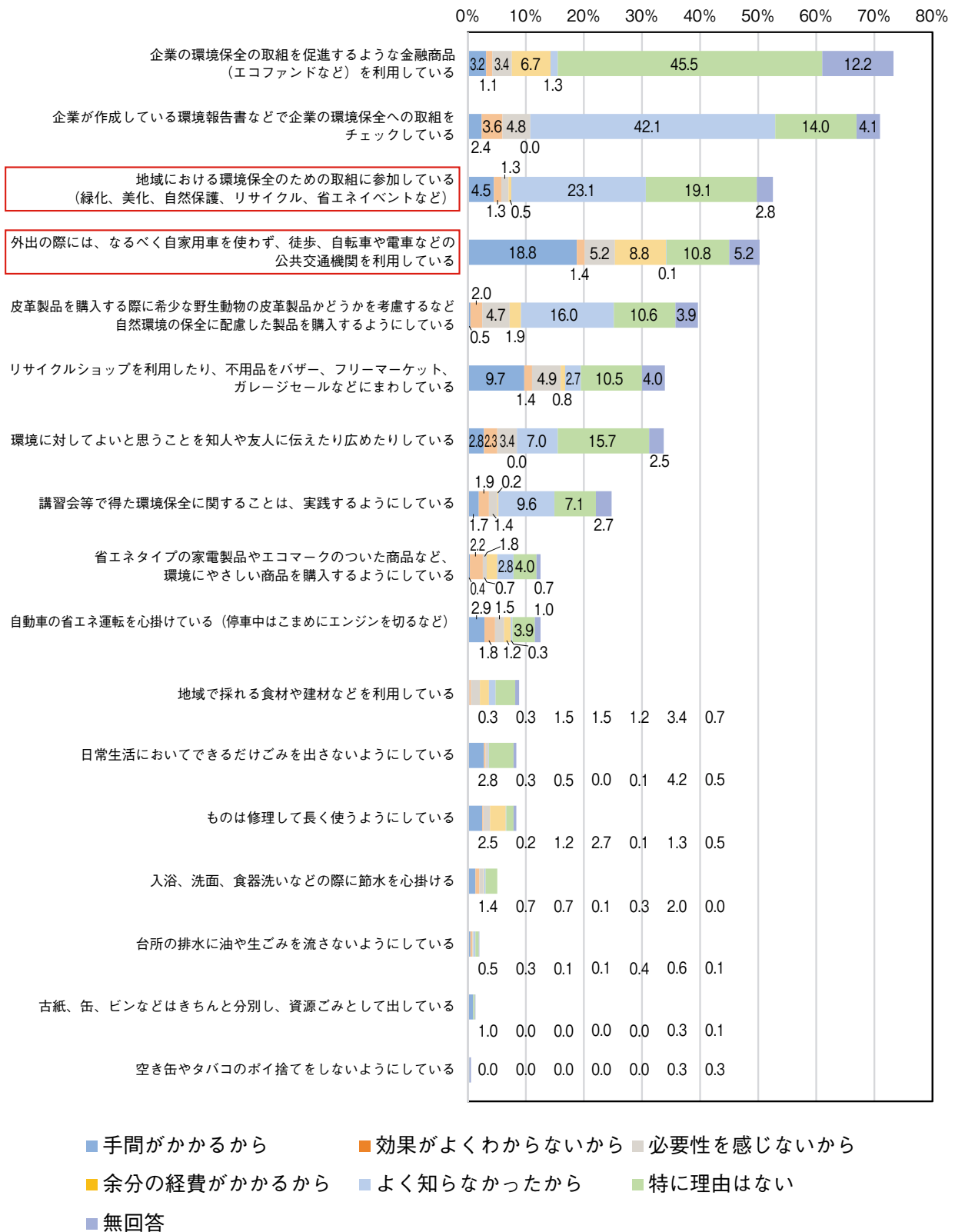


図5-3 環境問題に関心はあるが行動を行っていない理由

N=1,682

## (5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法

### ① 関心度

「環境問題が生活に及ぼす影響」に対する関心が最も高くなっています。

環境に関する情報に対する関心について尋ねたところ、「非常に関心がある」又は「ある程度関心がある」と回答した人の合計が最も多かったのは、「環境問題が生活に及ぼす影響」が93.3%（前回93.1%）で、次に「水や空気のきれいさなど地域の環境の現状」が92.2%（前回94.5%）、「日常生活が環境に及ぼす影響」が90.3%（前回90.2%）となっており、地域の環境の現状に関する情報と日常生活においてどれくらい環境へ負荷をかけるのか、また、環境問題が生活にどのような影響を及ぼすのか相互の影響についての関心が高くなっています。（図6-1）

なお、これらの上位3項目は、関心があるとした割合が90%を超えており、前回（平成26年度）のアンケート結果と同様に、県民の関心度が高くなっています。

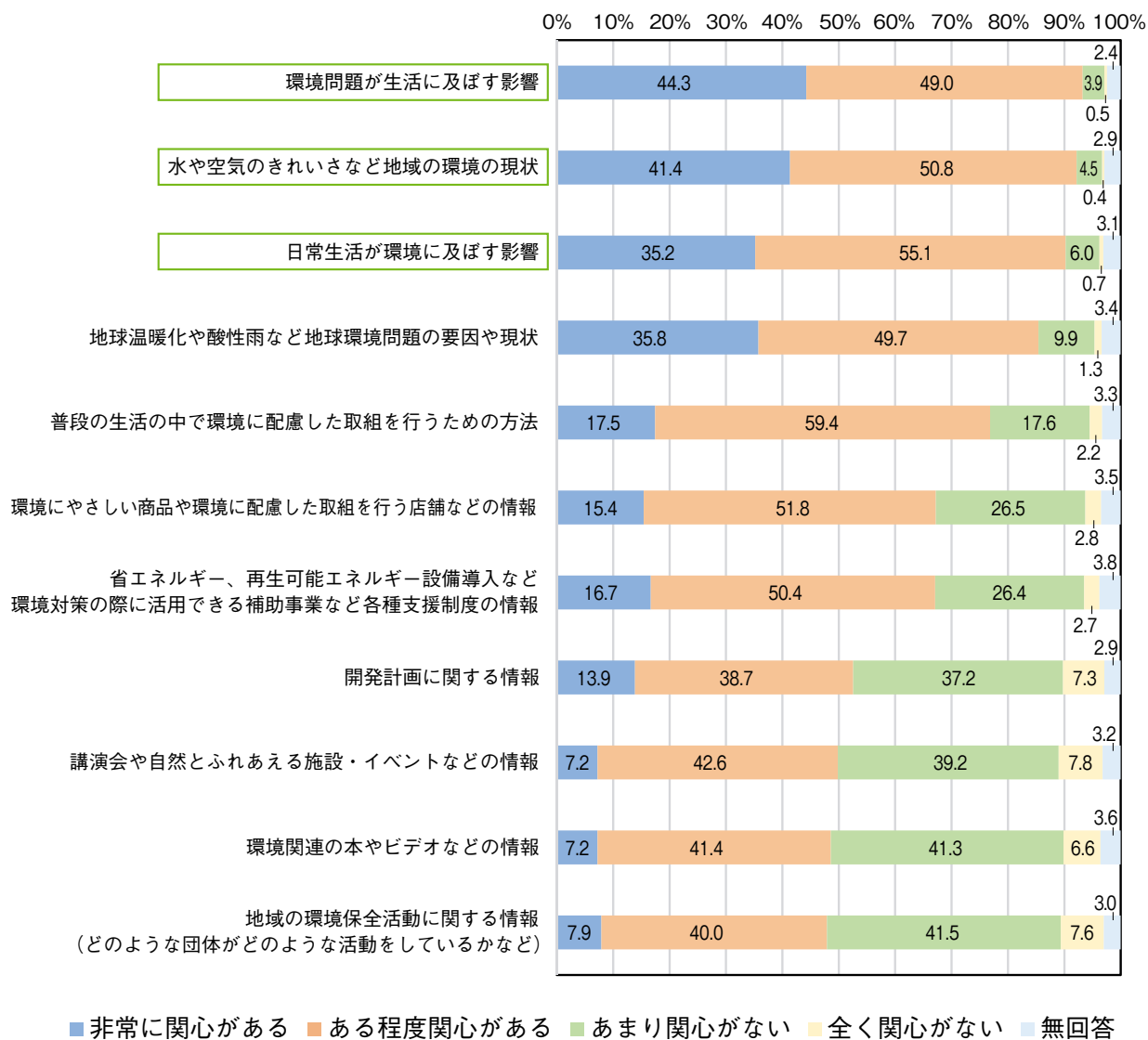


図6-1 環境に関する情報に対する関心度

N=1,682

## ② 入手方法

環境に関する情報の入手方法は「テレビ」が最も多くなっています。

環境に関する情報の入手方法を3つまで尋ねたところ、最も多かったのが「テレビ」で81.1%（前回82.8%）、次に「新聞紙」68.6%（前回71.8%）「県や自治体が配布している広報紙など」が46.2%（前回44.7%）となっています。（図6-2）

なお、これらの上位3項目は前回（平成26年度）のアンケート結果と同順位となっており、複数回答による回答総数（4,621件）の約71%（3,276件）を占めています。

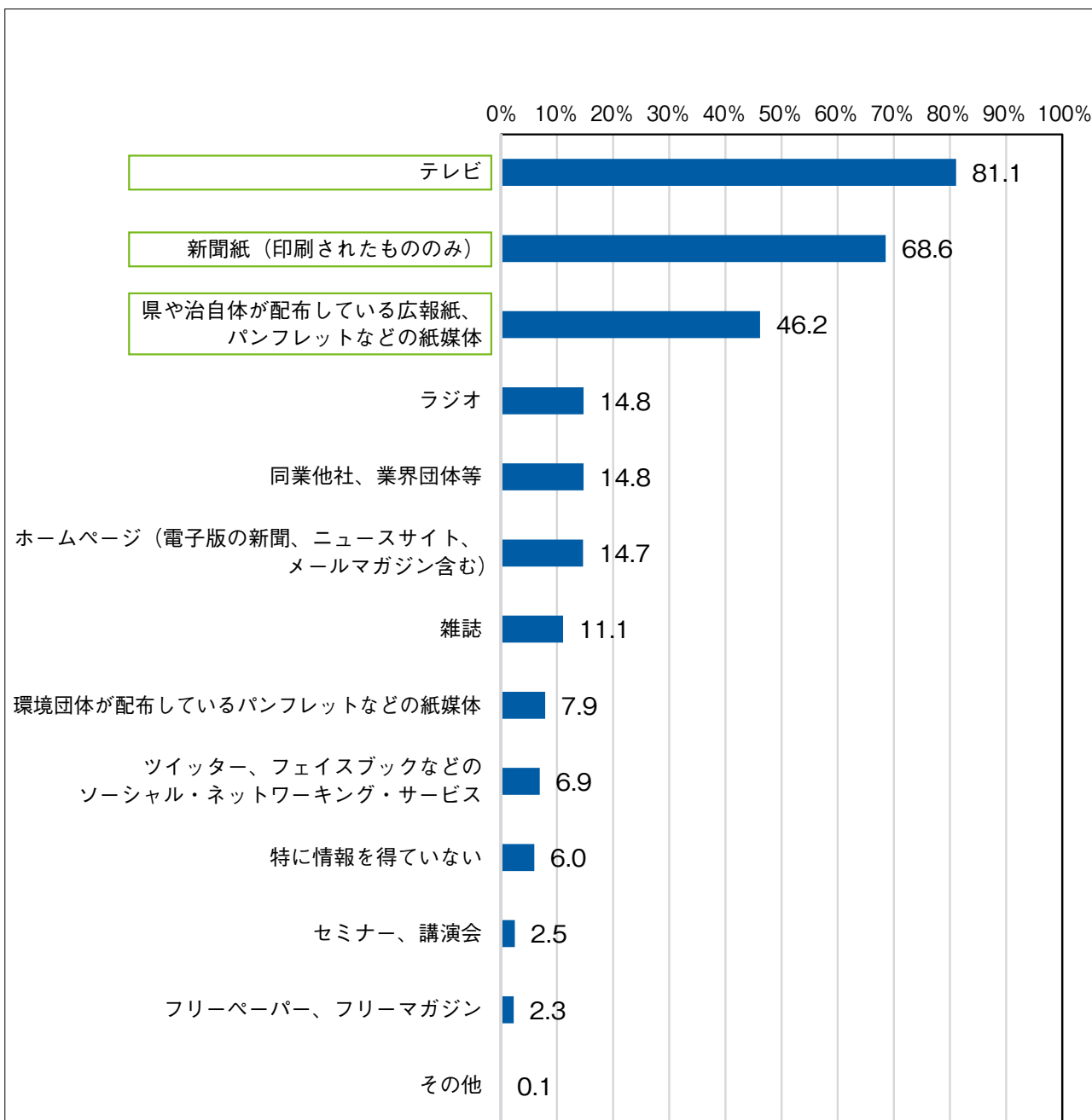


図6-2 環境に関する情報の入手方法（3つまでの複数回答）

N=1,682



(参考) 環境に関する情報の入手方法 (年代別)

情報の入手方法を年代別に見た場合、上位の回答は40歳代以降が多いことが確認できます。

(図6-2-1)

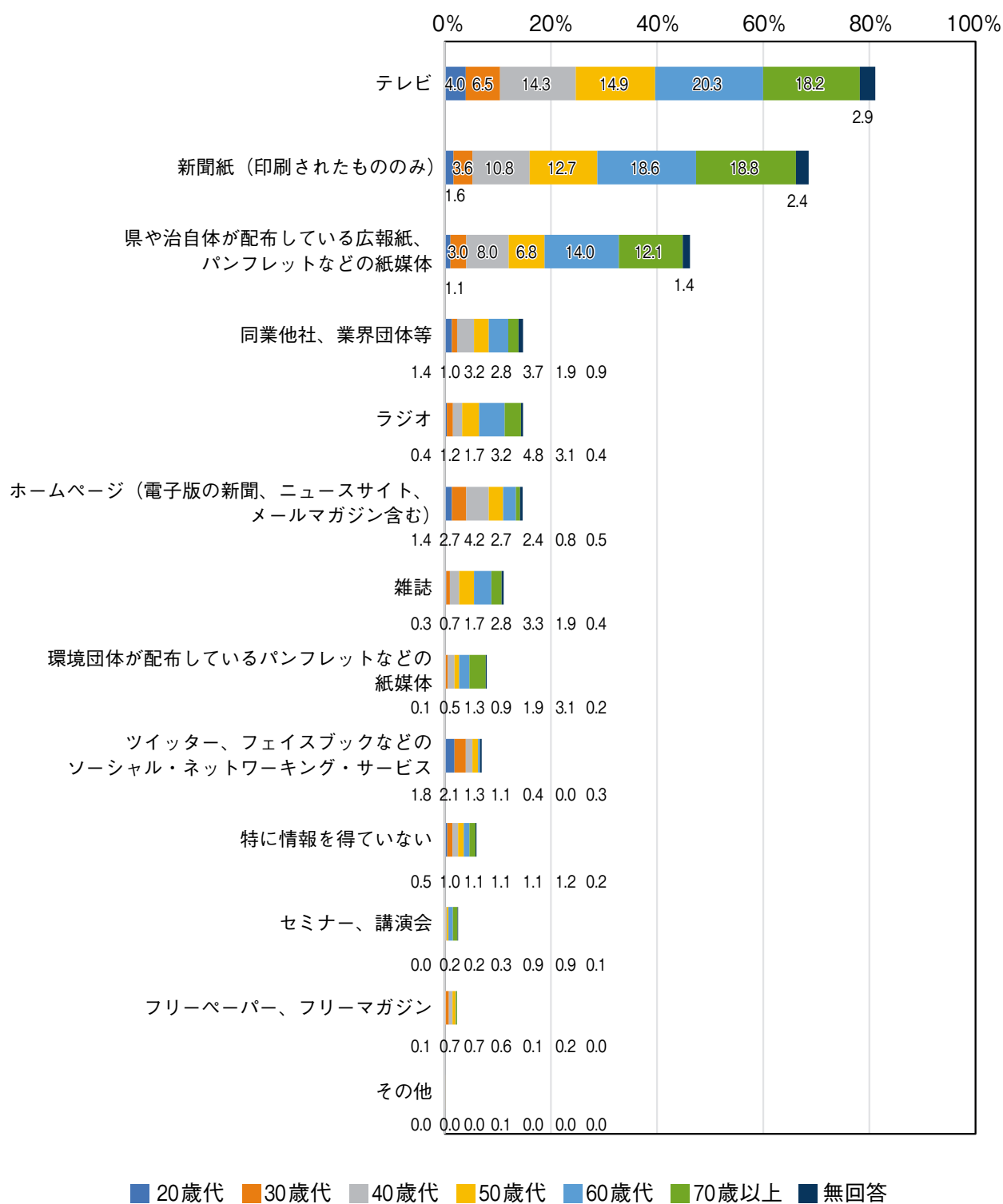


図6-2-1 環境に関する情報の入手方法 (3つまでの複数回答)  
年代別

N=1,682

## (6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容

青森県が、低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容については、「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」が特に重要であると考えています。

青森県が、低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容として特に重要であると思われるものを5つまで尋ねたところ、最も多かったのが、「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」で71.5%（前回72.4%）、次に「風力、太陽光、地中熱など再生可能エネルギーの導入と利用の推進」40.2%（前回48.5%）、「廃棄物の不適正処理、不法投棄に対する、監視・指導体制の強化」39.6%（前回41.4%）となっています。（図7）

なお、これらの上位3項目は前回（平成26年度）のアンケート結果と同順位となっており、複数回答による回答総数（7,717件）の約33%（2,562件）を占めています。

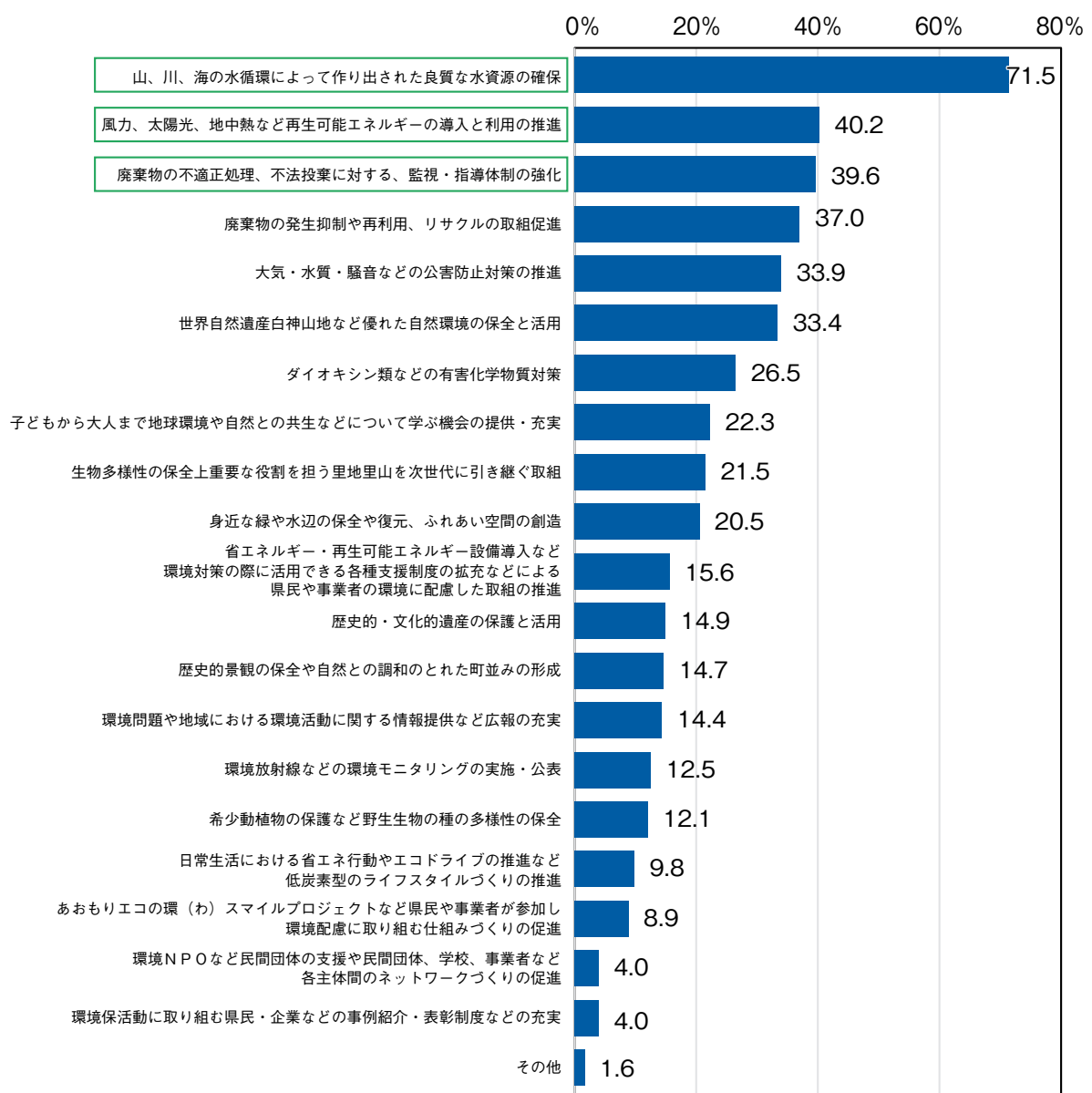


図7 県が、低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容  
(5つまでの複数回答)

N=1,682

## 6 総括的検証

調査の結果、県民の意識やニーズは次のとおりでした。

- (1) 青森県の環境のイメージや特徴（本県において誇れる環境の特徴）は、生活や風土、地域の歴史・文化の積み重ねによって形成されてきた伝統文化（※1）や、きれいな空気、おいしい水など（※2）であると感じていること。
- (2) 環境問題に対する関心度では、ごみの適正処理やリサイクルの問題（※3）、資源やエネルギー利用の問題（※4）及び地球環境問題（※5）や水質汚濁（※2）に対する関心が高いこと。
- (3) 環境保全に係る取組や状態の「重要度」と「充足度」では、「森・川・海へと循環していく良質な水質源が保たれていること（※2）が重要度・充足度ともに最も高くなっていること。  
一方、「自ら進んで環境問題に取り組む人財の育成」及び「県民や事業者の環境にやさしい取組を誘引する仕組みや環境づくり」（※6）は充足度が低いと感じていること。
- (4) 環境配慮状況の実践状況では、「空き缶やタバコのポイ捨てをしないこと」や「日常生活で生じるごみの分別」に関する行動をほとんどの方が実践している（※6）こと。  
環境問題に関心はあるが行動を行っていない理由について、「地域における環境保全のための取組への参加」（※6）では、「よく知らなかった」「特に理由はない」をあわせると約4割にのぼること。
- (5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法では、最も関心度が高かったのは、「環境問題が生活に及ぼす影響」（※6）で、環境に関する情報の入手方法が最も多かったのは、「テレビ」である（※7）こと。
- (6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容として特に重要であると思われるものは、「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」（※2）が最も多いこと。

なお、いずれの項目も平成26年度に実施した前回調査と同様の項目がほぼ同じ割合で選択されていました。

○これらのことから、第5次青森県環境計画の次の施策が引き続き求められており、県民アンケート結果を反映しながら、継続して取り組んでいく必要があります。

- ※1 歴史的・文化的遺産の保護と活用
- ※2 健全な水循環の確保・水環境の保全
- ※3 県民総参加による「もったいない」意識で取り組む3Rの推進  
資源循環対策の推進  
廃棄物の適正処理の推進
- ※4 環境にやさしく効率の良い省エネルギー型の社会づくり  
地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入推進
- ※5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進
- ※6 子どもから大人まで環境配慮に取り組む人づくり  
家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり
- ※7 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり

## 2 第6次青森県環境計画策定に係る「環境に関する事業者アンケート調査」の概要

### 1 実施目的

第6次青森県環境計画の作成にあたっての基礎調査の一環として、県内事業者の環境に対する評価や関心、環境問題に対する考え方及び環境配慮のための取組状況などを把握することによって本県の環境保全における課題や施策の重点化方向を明らかにし、新たに策定する計画に反映させるため、県内事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。

### 2 実施方法

- (1) 調査地域 県全域
- (2) 調査対象 県内で事業活動を行っている事業者 539事業者
- (3) 抽出方法 郵送法（配布、回収ともに郵送による）
- (4) 調査期間 平成31年1月～2月

### 3 調査内容

- (1) 環境の担当部署又は担当者の設置状況について
- (2) 環境への取組と企業活動の在り方についての考え方について
- (3) 地域の環境保全のための活動について
- (4) 事業活動の中で実践している環境配慮のための取組状況と取組の重要度について
- (5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法について
- (6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容について
- (7) 自由意見

### 4 アンケートの回収結果

#### (1) 回収状況

標本数①	総回収数	無効（白紙回答）	有効回答数②	有効回答率 (②/①×100)
539	341	0	341	63.27%

#### (2) 回答者属性

##### ①業種

製造業	建設業	運輸業	卸売業	サービス業	小売業	その他
86 (25.2%)	63 (18.5%)	40 (11.7%)	31 (9.1%)	54 (15.8%)	35 (10.3%)	32 (9.4%)

##### ②所在地

東青地域	中南地域	三八地域	西北地域	上北地域	下北地域	無回答
104 (30.5%)	52 (15.2%)	96 (28.2%)	19 (5.6%)	56 (16.4%)	12 (3.5%)	2 (0.6%)

##### ③本社支社等

本社	支店・支社等	無回答
290 (85.0%)	48 (14.1%)	3 (0.9%)

## 5 調査結果概要

### (1) 環境の担当部署又は担当者の設置状況

「専任又は兼任の担当者が配置」されている事業所は約4割となっています。

事業所内に環境問題に取り組むための部署を設置又は担当者を設置しているか尋ねたところ、「専任の部署を設置」が4.1%（前回4.1%）「兼任の担当者を配置」が29.5%（前回32.5%）、「専任の部署ではなく、担当者を配置」が9.7%（前回11.6%）となっており、これらを合わせると43.3%（前回48.2%）の事業所に選任又は兼任の担当者が配置されています。

しかし、依然として5割を超える事業所に担当者が配置されておらず、前回（平成26年度）の調査と比較すると担当者が配置されている事業所の割合は減少しています。（図1-1）

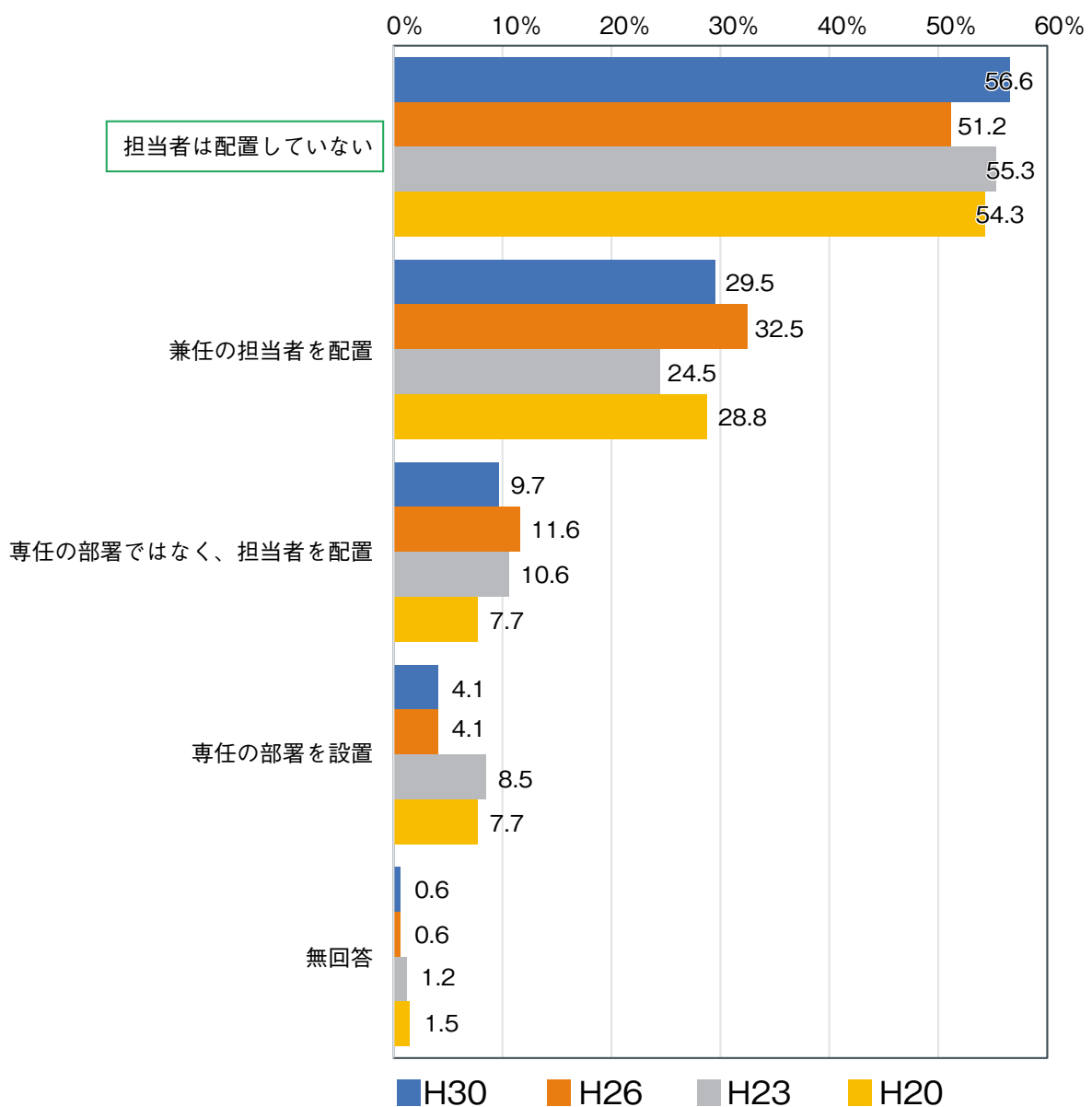


図1-1 環境の担当部署又は担当者の設置状況

N=341

(参考)

業 種	製造業	建設業	運輸業	卸売業	サービス業	小売業	その他	総計
専任の部署を設置	9	2	0	0	0	0	3	14
専任の部署ではなく、 担当者を配置	9	11	4	2	2	4	1	33
兼任の担当者を配置	33	20	8	6	12	12	9	100
担当者は配置していない	34	30	28	23	40	19	18	192
無回答	1	0	0	0	0	0	1	2
総 計	86	63	40	31	54	35	32	341

図 1-2 業種と環境の担当部署等の設置状況とのクロス集計

地 域	東青地域	中南地域	三八地域	西北地域	上北地域	下北地域	無回答	総計
専任の部署を設置	0	1	9	0	3	1	0	14
専任の部署ではなく、 担当者を配置	10	4	7	6	5	1	0	33
兼任の担当者を配置	33	14	27	3	16	7	0	100
担当者は配置していない	59	33	53	10	32	3	2	192
無回答	2	0	0	0	0	0	0	2
総 計	104	52	96	19	56	12	2	341

図 1-3 地域と環境の担当部署等の設置状況とのクロス集計

従業員数	50人未満	50人以上、 100人以下	101人以上、 300人以下	301人以上	総計
専任の部署を設置	1	4	5	4	14
専任の部署ではなく、 担当者を配置	5	17	9	2	33
兼任の担当者を配置	17	42	33	8	100
担当者は配置していない	45	89	49	9	192
無回答	1	1	0	0	2
総 計	69	153	96	23	341

図 1-4 事業所規模と環境の担当部署等の設置状況とのクロス集計

## (2) 環境への取組と企業活動の在り方についての考え方

約7割の事業者が、環境への取組と企業活動の在り方について「企業の社会的責任（社会貢献を含む）の一つである」と考えています。

環境への取組と企業活動の在り方についての考え方を尋ねたところ、「企業の社会的責任（社会貢献を含む）の一つである」と答えた事業者が73.0%（前回71.9%）と最も多く、次に「法規制などをクリアするレベルでよい」11.7%（前回12.5%）となっており、前回（平成26年度）同様、約7割の事業者が環境への取組は企業の社会的責任の一つであるとしています。

なお、全国調査の結果（環境省 平成24年度 環境にやさしい企業行動調査）と比較すると、「企業の社会的責任（社会貢献を含む）」を選択した事業者が全国よりも7ポイント低く（県：73% 国80%）、また、「法規制などをクリアするレベルでよい」を選択した事業者が全国よりも9.2ポイント高く（県：11.7% 国：2.5%）なっています。（図2）

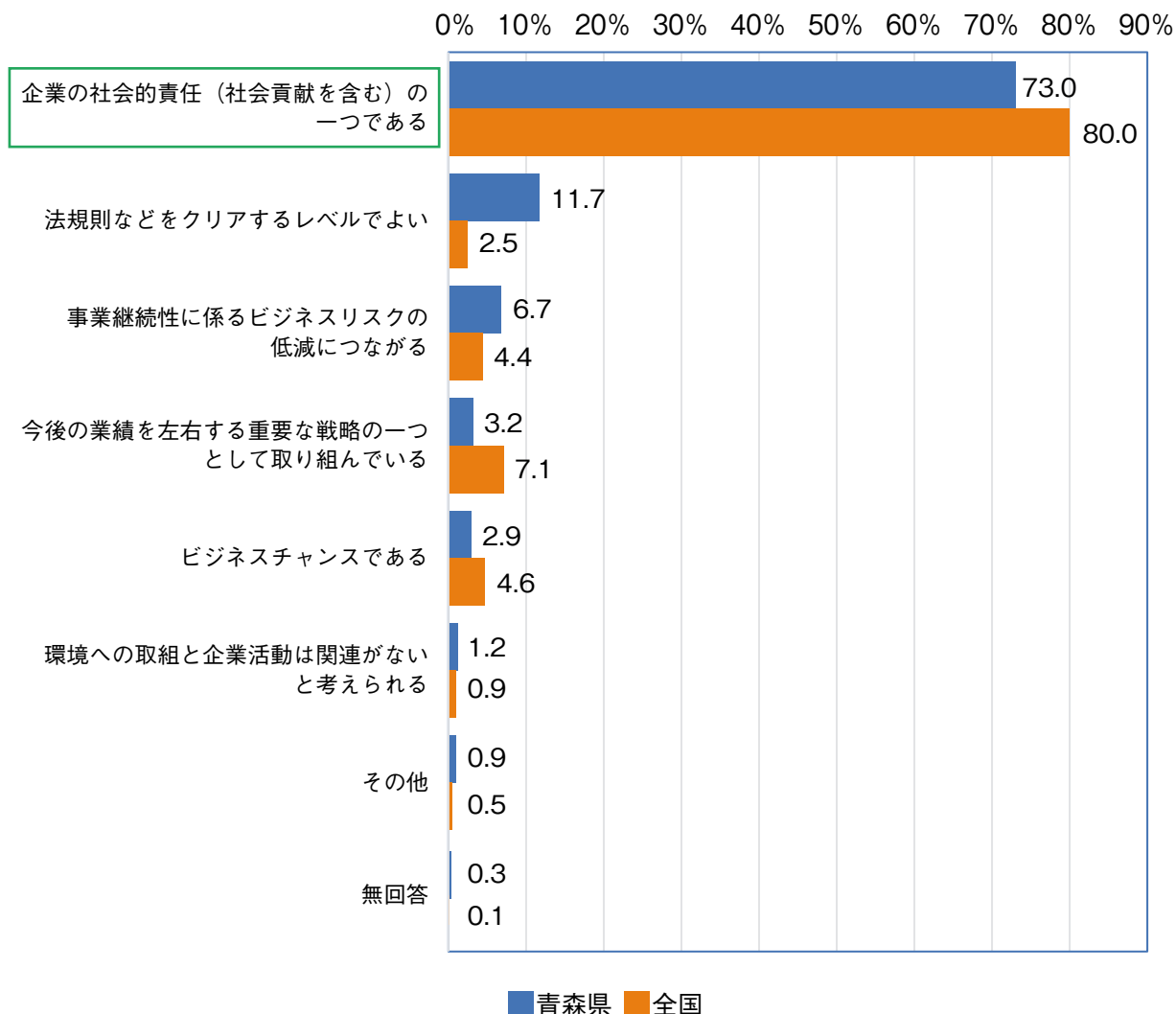


図2 環境への取組と企業活動との関係に対する考え方  
 <環境省 平成24年度環境にやさしい企業行動調査結果との比較>

N=341（青森）  
 N=1,161（全国）

### (3) 地域の環境保全のための活動

約7割の事業所が、地域の環境保全活動として「アルミ缶、古紙などのリサイクル」に取り組んでいます。

事業所における地域の環境保全の実施（参加や支援を含む）について尋ねたところ、「実施している」取組では、「アルミ缶、古紙などのリサイクル」が73.6%（前回70.0%）で最も多く、次に「地域や河川敷などの美化・清掃活動」52.8%（前回53.8%）、「郷土祭りなどの地域活動」45.2%（前回39.4%）となっています。

なお、これらの上位3項目は前回（平成26年度）のアンケート結果と同順位となっています。

(図3)

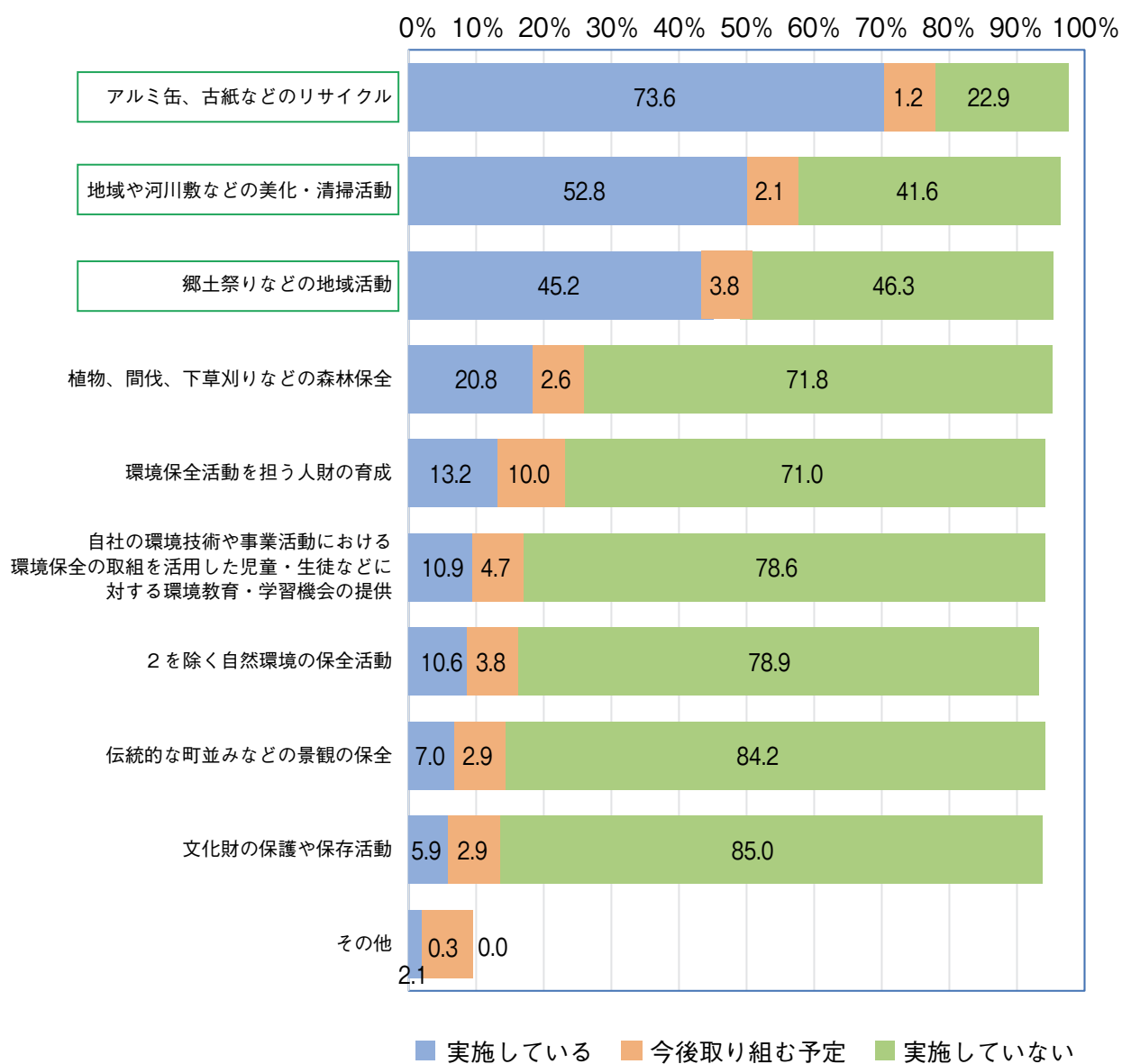


図3 地域の環境保全のため実施している活動

N=341



#### (4) 事業活動の中で実践している環境配慮のための取組状況

約8割の事業所が、環境配慮のための取組として「休憩時間の全消灯や不要な照明はこまめに消すなど照明の適正な管理」を行っています。

事業活動の中で実践している環境配慮の取組状況について尋ねたところ、最も多かった取組は、「休憩時間の全消灯や不要な照明はこまめに消すなど照明を適正に管理している」で85.9%（前回90.9%）、次に「グリーン購入（再生紙、LED照明機器の環境負荷の少ない製品などの優先的な購入）を推進している」84.2%（前回69.7%）、「金属缶やガラスびんなどの分別回収によりリサイクルを推進している」83.0%（前回86.2%）となっており、前回（平成26年度）のアンケート結果では7番目となっていた「グリーン購入（再生紙、LED照明機器の環境負荷の少ない製品などの優先的な購入）を推進している」が2番目に高い取組となっています。

一方、今後取り組む予定として最も多かった取組は「低燃費、低公害の自動車を積極的に導入している」で42.5%（前回46.0%）、次に「従業員の環境教育に取り組んでいる」40.5%（前回42.2%）、「使い捨て製品（紙コップ、割り箸等）の使用や購入の抑制など事業所のごみの減量化に取り組んでいる」37.2%（前回31.6%）となっており、前回（平成26年度）のアンケート結果では5番目となっていた「使い捨て製品（紙コップ、割り箸等）の使用や購入の抑制など事業所のごみの減量化に取り組んでいる」が3番目に高い取組予定となっています。（図4）

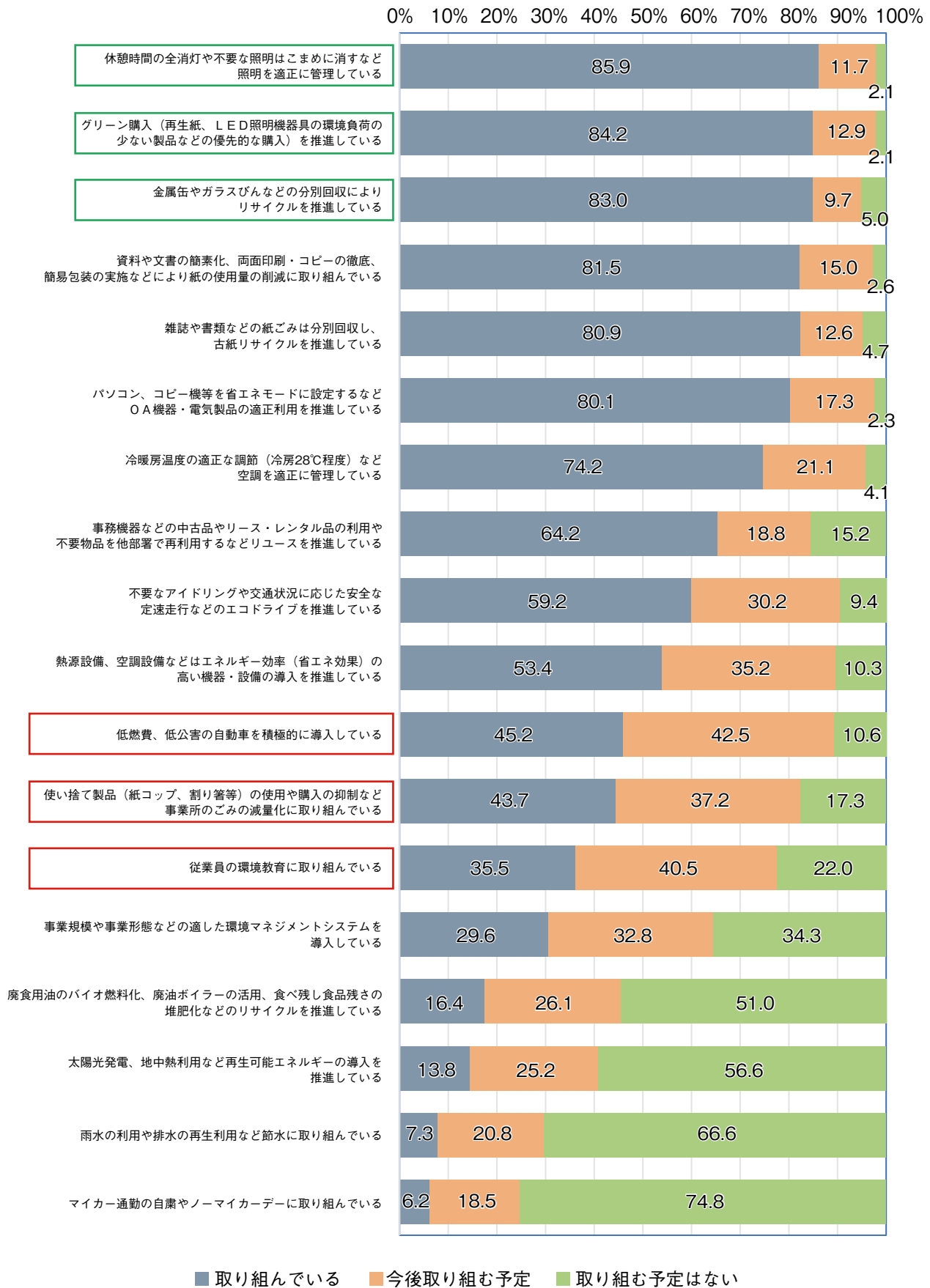


図4 環境配慮のための取組状況

N=341

(参考) 環境配慮のための取組状況と重要度の関係 (環境への取組に対して前向きに考えている事業者)  
 横軸は取組状況、縦軸は重要度を表しています。

右 (上) へ向かうほど、取組 (重要度) の割合が高くなり、左 (下) へ向かうほど取組 (重要度) の割合が低くなります。なお、重要度は今回のアンケート調査に基づき整理した相対的なものです。

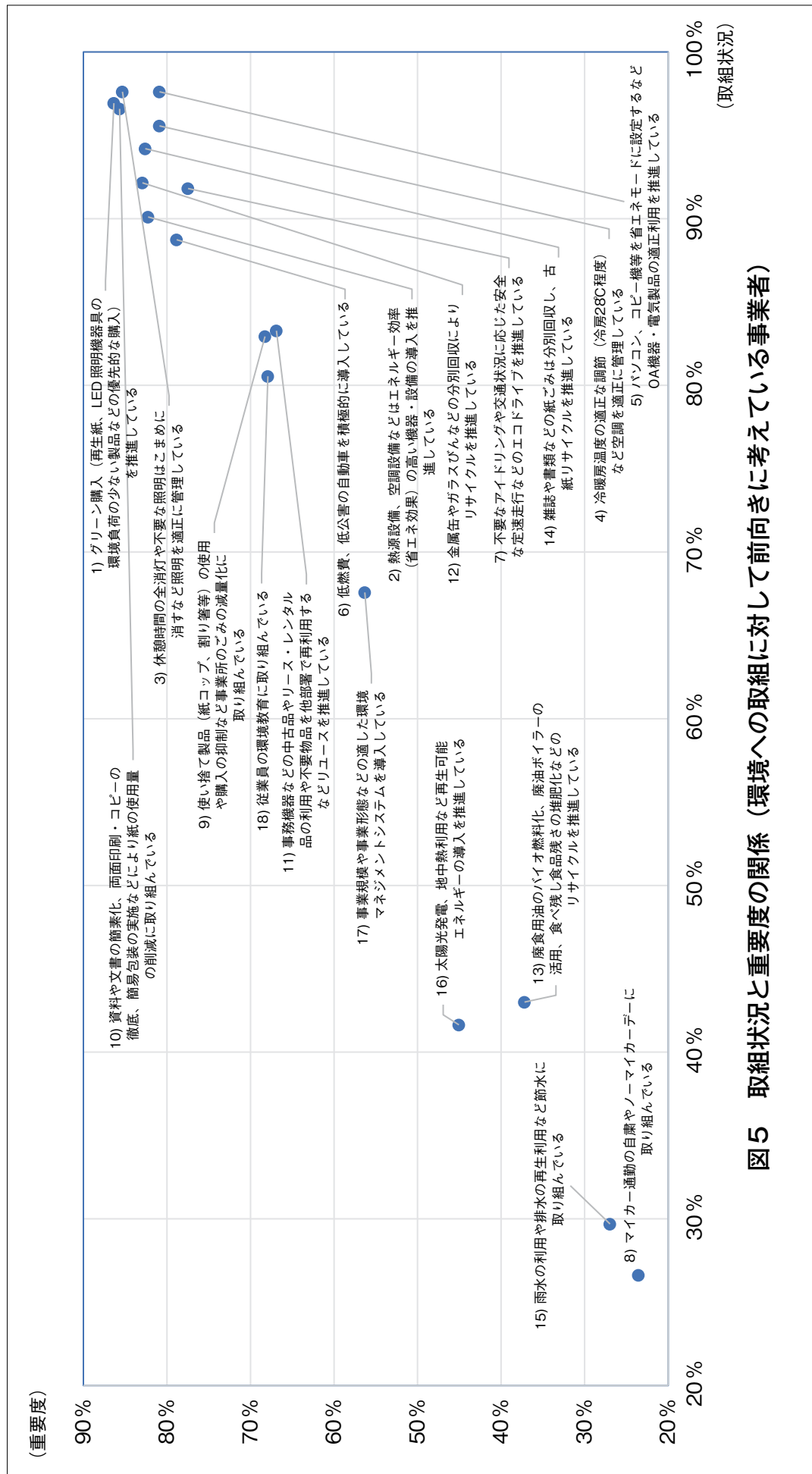


図5 取組状況と重要度の関係 (環境への取組に対して前向きに考えている事業者)

## (5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法

### ① 関心度

環境に関する情報で特に関心が高いものは、「環境問題が生活に及ぼす影響」、「水や空気のきれいさなど地域の環境の現状」、「事業活動が環境に及ぼす影響」、「地球温暖化や酸性雨など地球環境問題の要因や現状」で、いずれも9割を超えています。

環境に関する情報に対する関心について尋ねたところ、「非常に関心がある」又は「ある程度関心がある」と回答した事業所が最も多かったのは、「環境問題が生活に及ぼす影響」が95.9%（前回93.5%）、次に「水や空気のきれいさなど地域の環境の現状」94.2%（前回95.7%）、「事業活動が環境に及ぼす影響」91.5%（前回93.1%）、「地球温暖化や酸性雨など地球環境問題の要因や現状」90.8%（前回90.1%）となっており、地域の環境の現状に関する情報、事業活動に伴う環境への影響や地球環境問題に関する情報についての関心が高くなっています。

なお、これらの上位4項目は関心があるとした割合が90%を超えており、前回（平成26年度）のアンケート結果と同様に、関心度が非常に高くなっています。（図6-1）

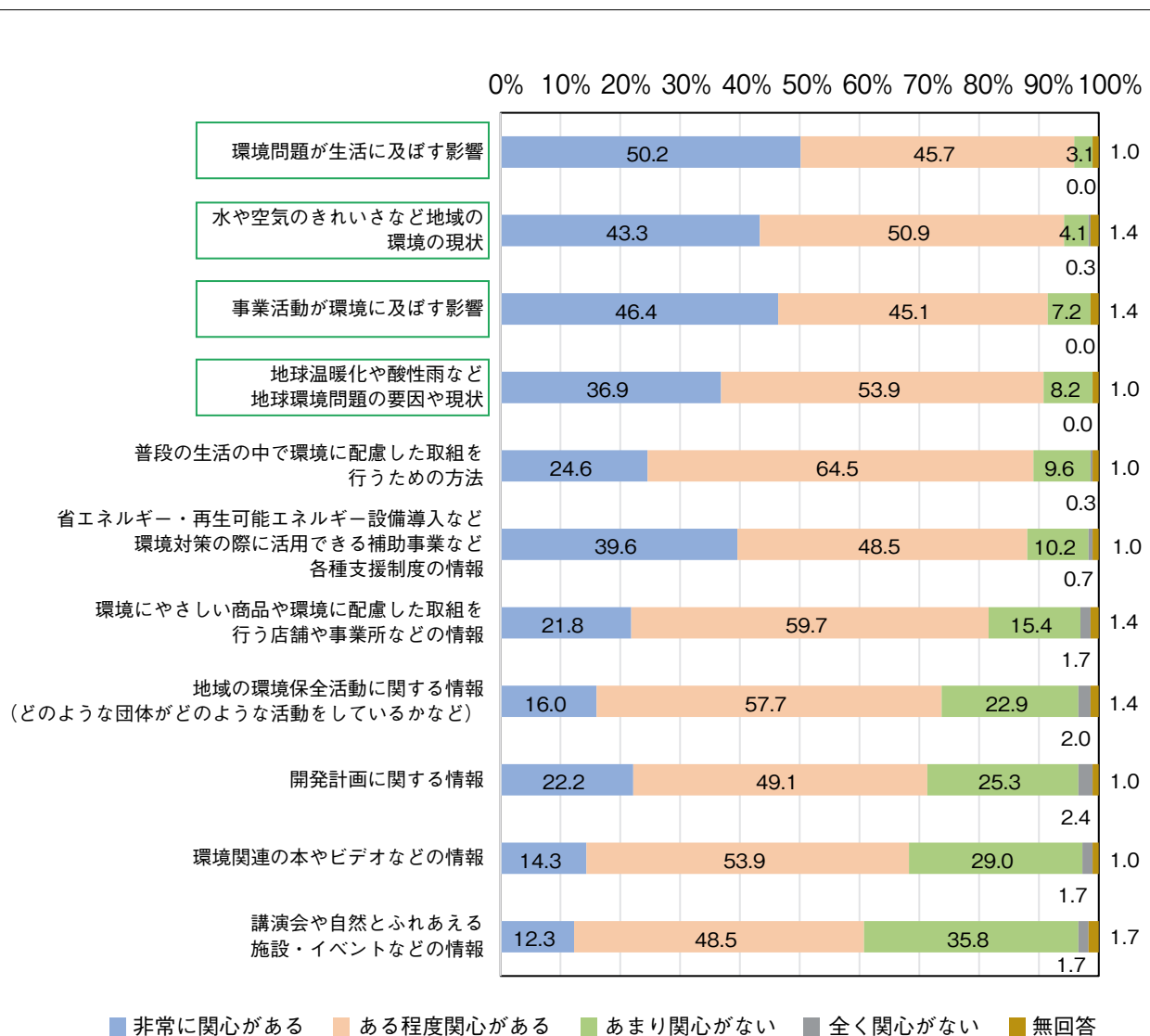


図6-1 環境に関する情報に対する関心度

N=341

## ② 入手方法

環境に関する情報の入手方法は、「新聞紙」が最も多くなっています。

環境に関する情報の入手方法を3つまで尋ねたところ、最も多かったのが「新聞紙」で59.0%（前回58.4%）、次に「同業他社、業界団体等」52.6%（前回42.5%）、「県や治自体が配布している広報紙、パンフレットなどの紙媒体」46.8%（前回45.3%）となっています。

なお、これらの上位3項目は、複数回答による回答総数（933件）の約57%（536件）を占めています。（図6-2）

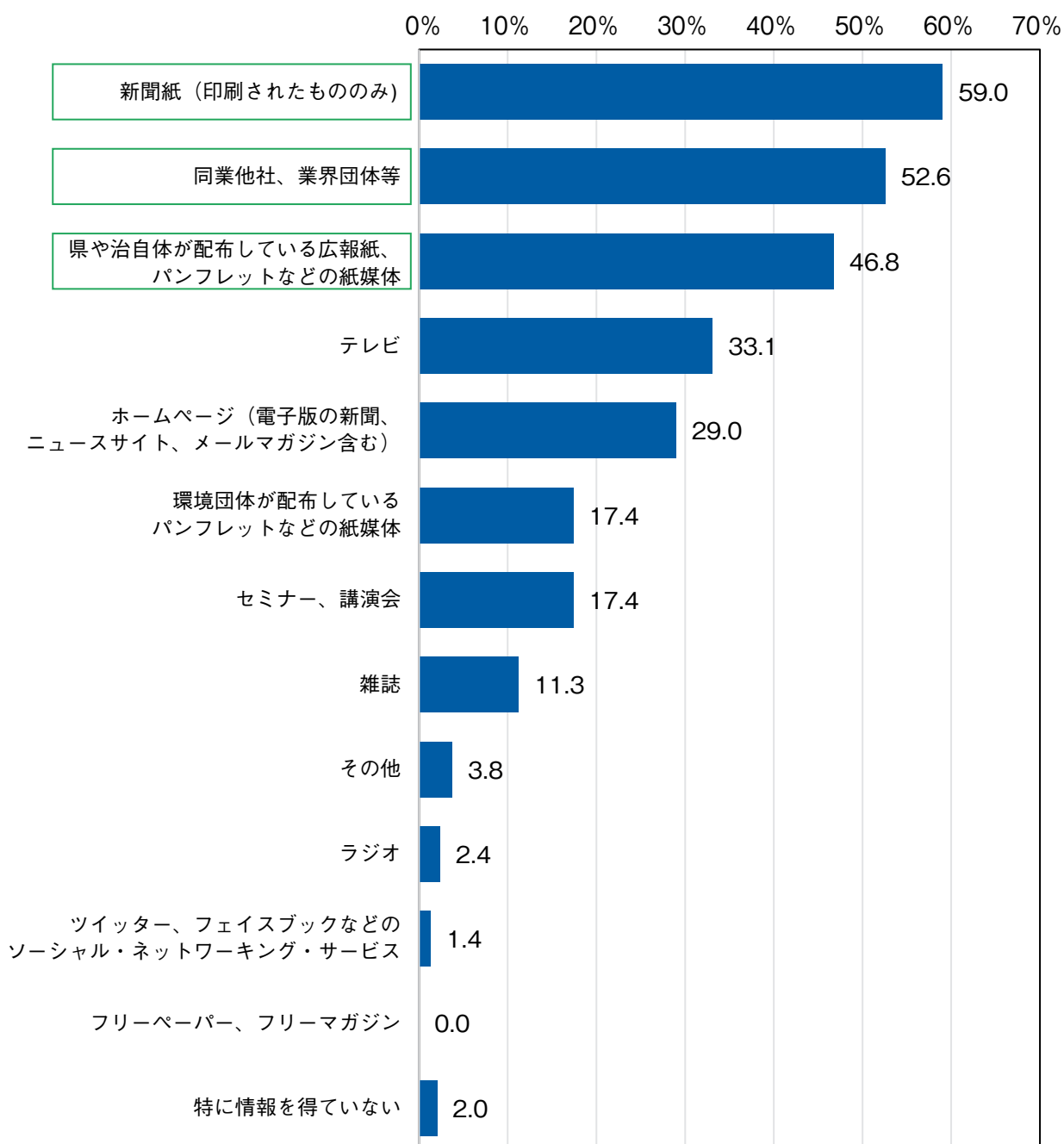


図6-2 環境に関する情報の入手方法（3つまでの複数回答）

N=341

## (6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容

県が低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容として「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」が特に重要であると考えています。

青森県が、低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容について、特に重要であると思われるものを5つまで尋ねたところ、最も多かったのが「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」で58.0%（前回55.9%）、次に「廃棄物の発生抑制や再利用、リサイクルの取組促進」49.8%（前回49.4%）、「廃棄物の不適正処理、不法投棄に対する、監視・指導体制の強化」44.0%（前回47.2%）となっています。

なお、これらの上位3項目は前回（平成26年度）のアンケートと同順位となっており、複数回答による回答総数（1,567件）の約33%（514件）を占めています。（図7）

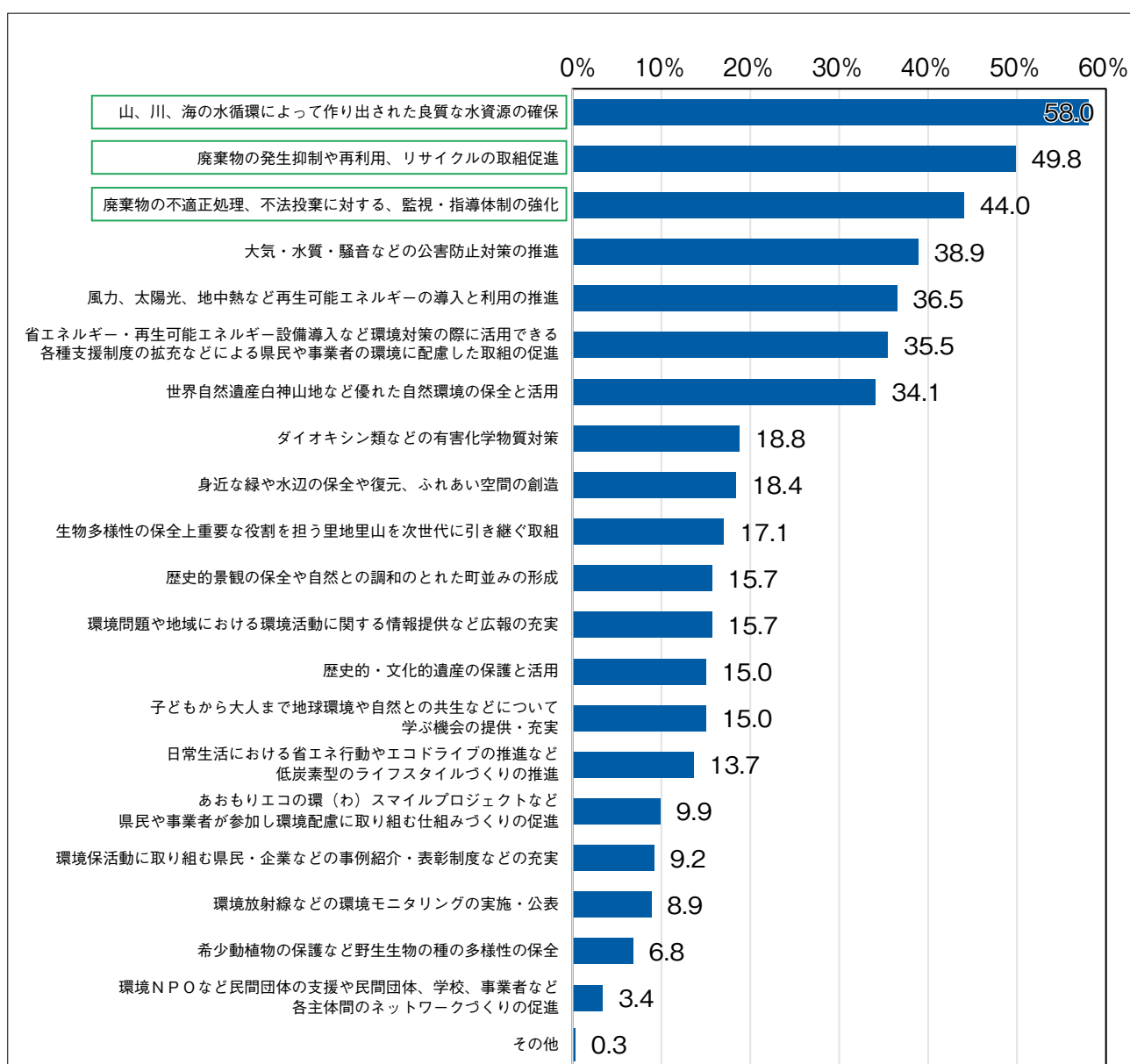


図7 県が低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容  
(5つまでの複数回答)

N=341

## 6 総括的検証

調査の結果、事業者の現状や取組状況は次のとおりでした。

- (1) 環境の担当部署又は担当者の設置状況では、依然として5割を超える事業所に担当者が配置されていないこと（※1）。
- (2) 環境への取組と企業活動の在り方についての考え方では、約7割の事業者が環境への取組は企業の社会的責任の一つであると認識していること（※1、2）。
- (3) 地域の環境保全のための活動では、約7割の事業所が、地域の環境保全活動として「アルミ缶、古紙などのリサイクル」に取り組んでいる（※1）こと。
- (4) 事業活動の中で実践している環境配慮のための取組状況では、約8割の事業所が、「休憩時間の全消灯や不要な照明はこまめに消すなど照明の適正な管理」（※1）を行っており、今後取り組む予定として約4割の事業所が「低燃費、低公害の自動車を積極的に導入している」を選択していること。
- (5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法では、最も関心度が高かったのは、「環境問題が生活に及ぼす影響」（※3）で、環境に関する情報の入手方法で最も多かったのは、「新聞紙」である（※2）こと。
- (6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容として特に重要であると思われるものは、「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」（※4）が最も多いこと。

なお、いずれの項目も平成26年度に実施した前回調査と同様の項目がほぼ同じ割合で選択されていました。

○これらのことから、第5次青森県環境計画の次の施策が引き続き求められており、事業者アンケート結果を反映しながら、継続して取り組んでいく必要があります。

- ※1 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり
- ※2 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり
- ※3 子どもから大人まで環境配慮に取り組む人づくり
- ※4 健全な水循環の確保・水環境の保全

### 3 第5次青森県環境計画取組状況等点検結果の概要

#### (1) 総括評価

第5次計画では、2030年までに青森県がめざす姿を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」として取り組んできましたが、点検・評価の結果、ごみの減量、リサイクル率や温室効果ガス排出量削減などの一部施策で取組の遅れは見られるものの、おおむね目標値に向かって施策が進められています。

2019年度からスタートした本県の行政運営の基本方針である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」においても、2030年のめざす姿を「自然と共生する暮らし、持続可能な低炭素・循環型社会、環境にやさしい青森県民」としていることから、次期計画では、第5次計画の施策ごとの状況を踏まえながら、県民一人ひとりの環境問題への意識を更に高め、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一丸となって持続的に取り組んでいく必要があります。

なお、モニタリング指標については、目標の達成状況等により、実態にそぐわなくなっていると認められるものがあることから、一部見直しが必要です。

#### (2) 政策・施策ごとの状況

##### 【政策1】 健やかな自然環境の保全と創造

###### ① 「施策1 健全な水循環の確保・水環境の保全」

本県の水環境は、公共用水域（河川、湖沼、海域）における生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）達成率が90%を超える割合で推移しており、おおむね良好な状態にあります。一方、汚水処理人口普及率（80%）は目標値（令和7年度88%以上）及び全国平均（90.9%）と比較して低い状況にあることから、施設整備による汚水処理対策を促進していく必要があります。

###### ② 「施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進」

県内の国立・国定・県立自然公園の主要な観光地点の入込者数及び県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラム利用者数とも利用状況は横ばいの傾向にあり、自然環境の保全と適切な利用の両立を図っていくためには、ガイドの育成、観光・交通と一体となった受入態勢の整備とともに、本県の自然環境の価値や魅力を効果的に情報発信していく必要があります。

###### ③ 「施策3 森林の保全と利用」

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止など多くの多面的機能を有し、私たちの生活と深くかかわっていることから、健全な森林の育成・保全が求められているところであり、引き続き適切な森林管理を図っていく必要があるほか、松くい虫やナラ枯れ被害の防除対策を継続していく必要があります。

###### ④ 「施策4 里地里山や農地の保全と環境公共の推進」

里地里山や農山漁村の保全のため、ビオトープの整備、エコファーマーや特別栽培農産物などの「環境にやさしい農業」、グリーン・ツーリズム及び農業生産基盤整備を契機とした「環境公共」などに取り組んでおり、引き続きこれらの取組を一層推進する必要があります。

###### ⑤ 「施策5 野生動植物の保護・管理」

野生動物の適切な保護・管理を行っていくためには、保護管理計画の策定とともに、被害



防除対策の担い手となる狩猟者の確保・育成が重要であることから、引き続き、保護管理計画の策定及び計画に基づく捕獲の推進、狩猟に関する普及啓発、狩猟者の確保・育成を推進する必要があります。

⑥ 「施策6 世界自然遺産白神山地の保全と活用」

白神山地及び周辺施設への入込者数は減少傾向にあるものの、本県への外国人観光客は増加傾向にあることから、外国人観光客向けに白神山地の魅力発信を行う必要があります。

また、白神山地ビジターセンターの入館者数も減少傾向にあることから、同センターの展示コンテンツを強化する必要があります。

⑦ 「施策7 温泉の保全」

温泉掘削、動力装置、採取等の許可及び立入調査を行い、温泉湧出量の影響や安全性の確保に努めていますが、引き続き、温泉の適正利用と温泉資源の保全を図っていく必要があります。

**【政策2】 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造**

① 「施策1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造」

1人当たりの都市公園等面積及び農林漁業体験民宿宿泊者数は増加傾向にあり、身近に緑や水にふれあえる生活環境の整備が図られてきているところですが、引き続き整備を推進するとともに、緑づくりに係る県民等の主体的な参加を推進するため、継続的な情報発信を行っていく必要があります。

② 「施策2 良好な景観の保全と創造」

良好な景観の保全・形成のために、法や条例による規制を行うとともに、「景観の日」を中心とした普及啓発事業に取り組んでおり、引き続き景観づくりの推進のため、これらの取組のほか、次世代を担う子供たちへの啓発に取り組んでいく必要があります。

③ 「施策3 歴史的・文化的遺産の保護と活用」

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けたさまざまな普及啓発活動に取り組むとともに、歴史的・文化的遺産である建造物、遺跡、文化財及び伝統芸能などの保存の取組が推進されていますが、引き続きこれらの歴史的・文化的遺産に関する保全や調査研究及び県内外への情報発信を行っていく必要があります。

**【政策3】 県民みんなでチャレンジする循環型社会づくり**

① 「施策1 県民総参加による「もったいない」意識で取り組む3Rの推進」

県民1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率ともに着実に改善しています。一方、全国値との比較では下位にあるため、「もったいない・あおり県民運動」の継続による古紙リサイクルや生ごみ及び事業系食品ロス対策などの取組を促進していく必要があります。

② 「施策2 資源循環対策の推進」

産業廃棄物のリサイクル推進のため、リサイクル製品の認定、建設廃棄物等のリサイクルや下水汚泥のリサイクルに取り組んでいますが、下水汚泥のリサイクル率が減少に転じたことから、引き続きリサイクルの推進や稲わら、未利用間伐材、ホタテの貝殻など未利用資源の活用のための取組を推進していく必要があります。

③ 「施策3 廃棄物の適正処理の推進」

産業廃棄物の不法投棄などの状況は、年々悪質・巧妙化しており早期解決が困難になってきています。産業廃棄物の発見件数に対する解決件数は近年おおむね50%前後で推移してお

り、目標の3割を超えている状況ですが、依然として不法投棄や不適正処理が後を絶たないことから、排出事業者や処理業者に対する立入調査や監視活動を継続していく必要があります。

#### 【政策4】安全・安心な生活環境の保全

##### ① 「施策1 大気環境の保全」

本県の大気環境は、光化学オキシダントを除く大気環境基準の達成率について、おおむね環境基準を達成しています。

##### ② 「施策2 静けさのある環境の保全」

本県の騒音の状況は、自動車騒音、新幹線鉄道騒音及び航空機騒音について、一部地域で環境基準の超過が見られるものの、おおむね良好な状態で推移しています。

##### ③ 「施策3 地盤・土壌環境の保全」

本県の地盤環境について、青森、八戸、弘前地区で沈下量や地下水位の調査を実施しており近年は横ばい傾向にあります。

##### ④ 「施策4 化学物質対策の推進」

環境中（大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌）のダイオキシン類濃度はいずれも環境基準値未満です。

##### ⑤ 「施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進」

酸性雨のモニタリング調査を実施した結果、全国と同様、県内でも酸性雨が観測されています。

##### ⑥ 「施策6 環境放射線対策の推進」

県内24か所での空間放射線量率の測定・公表、原子力施設周辺環境試料中の放射能測定を行っており、環境放射線モニタリング結果については、専門家等の評価・確認を経て、新聞やホームページで公表しています。

##### ⑦ 「施策7 環境影響評価の推進」

環境影響評価対象事業となる開発事業について、必要な手続きの指導を行うとともに、ホームページで情報提供を行っています。

##### ⑧ 「施策8 公害苦情・紛争処理の推進」

関係機関と連携し、公害苦情に対して適切かつ迅速に対応しています。県内の公害苦情は年間500件前後となっていますが、減少傾向にあります。

#### 【政策5】暮らしと地球環境を守る低炭素社会づくり

##### ① 「施策1 環境にやさしく効率の良い省エネルギー型の社会づくり」

本県の温室効果ガスの排出量は、東日本大震災以降の火力発電の増加によって化石燃料消費量が増えたことなどにより、一時増加傾向にありましたが、現在は減少傾向にあります。しかしながら、本県における温室効果ガス削減目標の達成のために、県民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを省エネルギー型に転換させていくなど、低炭素社会づくりの推進を図るための取組を継続していく必要があります。

##### ② 「施策2 地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入推進」

温泉熱や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用を図るためのモデル事業や設備導入支援を行ってきたところであり、引き続き、省エネ技術や木質バイオマスエネルギーなどの普及啓発を図っていく必要があります。

## 【政策6】社会全体で環境配慮に取り組む人づくりと仕組みづくり

### ① 「施策1 子どもから大人まで環境配慮に取り組む人づくり」

環境出前講座の受講者数が3,000人前後で推移していること、環境教育の全体計画作成や環境教育に関連した体験学習を実施した小中学校の割合が増加傾向にあることから、環境教育の取組が図られてきているところですが、環境教育の担い手となる環境教育専門員数が横ばい及び高齢化の状況にあることから、環境配慮の取組を実践できる人財を育成するための取組を行っていく必要があります。

### ② 「施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり」

県民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを省エネルギー型に転換させていくための取組として、省エネ活動などの「見える化」を図るため、エコキャラバンやエコ活に取り組んできたところであり、引き続き、「もったいない・あおもり県民運動」の一環として、県民、事業者、学校・団体が連携した「あおもりエコの環（わ）スマイルプロジェクト」を展開し、普及啓発に努めていく必要があります。

### ③ 「施策3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり」

ホームページや広報紙、メールマガジンなどを通じて様々な情報を提供してきましたが、県民や事業者などに環境問題に対する理解を深め、環境に配慮した自主的な取組を促進していくためには、多様な情報が整理され、分かりやすく提供されることが重要であります。

## 4 第5次青森県環境計画重点施策取組状況等点検結果の概要

### (1) 総括評価

点検・評価の結果、自然との共生と健全な水循環については、「ふるさと水辺サポーター制度」によるボランティア活動の推進、公共用水域・地下水の常時監視、特定事業所への立入検査による公共用水域の水質悪化防止対策の推進等により、良質な環境が確保されていますが、本県の豊かな自然や健全な水循環が脅かされることのないよう、今後も、山・川・海を一体的に捉え、森林の保全・活用、水質保全対策に取り組んでいく必要が認められます。

また、ごみの減量、リサイクル率、温室効果ガス排出量に係る施策や、環境教育の担い手となる人づくり・仕組みづくり等については、今後も一層取り組んでいく必要があります。

なお、2019年度からスタートした本県の行政運営の基本方針である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」では、「環境分野」の目標を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会」とし、その実現のための政策として、

- 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり
- 県民みんながチャレンジする低炭素・循環型社会づくり
- あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり

を掲げていますが、これらは、第5次計画における重点施策の方向性と一致しており、次期計画において更に取り組むべき政策課題にも合致しています。

次期計画においては、これらを踏まえ、重点的または部局横断的に取り組むべき重点施策を設定することが適当です。

### (2) 重点施策ごとの評価

#### 【重点施策1】自然との共生と健全な水循環の確保

高性能林業機械の導入や路線網整備等による森林整備、企業による森づくりに係る協定の締結、身近な水辺を守るためのボランティア活動を行う「ふるさと水辺サポーター制度」登録数の増加等、行政・事業者・地域住民等の各主体による取組が展開され、「ふるさとの森と川と海保全地域の河川におけるBODの環境基準達成率」は全国値を上回る96.4%を維持し、良好な状態を保っています。

また、公共用水域、地下水の常時監視、特定事業場への立入検査などによる公共用水域の水質防止対策に取り組み、「公共用水域（海域）のCODの環境基準達成率」は、90%を超える値で推移しています。

一方、スキルアップのための技術研修会、「エコ農学校」の開催等により、環境にやさしい農業の取組拡大に取り組みましたが、担い手の減少や高齢化等により、化学合成農薬や化学肥料の使用を低減した「青森県認証特別栽培農作物」の取組面積は微増に留まりました。

本県の豊かな自然と健全な水環境を確保していくため、今後も不適切な土地開発や人口減少に伴う里地里山の荒廃などに伴う自然環境の悪化、河川や湖沼の水質悪化等が生じないように、山・川・海を一体的に捉えた森林の保全・活用や水質保全対策に取り組んでいく必要があります。

#### 【重点施策2】県民総参加による低炭素・循環型社会づくりの推進

「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、生活系ごみや事業系ごみの3Rの推進に取り

組むとともに、「エコの環（わ）スマイルプロジェクト」を展開し、家庭や事業所における省エネルギーの取組の普及啓発を行いました。県民1人1日当たりのごみの排出量及びリサイクル率は全国下位に低迷しているとともに、温室効果ガス排出量の削減も目標達成に向け更なる取組強化が求められています。

そのため、低炭素・循環型社会づくりに向けて、県民、事業者等のあらゆる主体の参加による取組を継続していく必要があります。

### **【重点施策3】 子どもから大人まで青森県の環境を守り・つなぐ人づくりと仕組みづくり**

環境出前講座、県立自然ふれあいセンターや白神山地ビジターセンターにおける自然体験事業などにより、県民に対する環境教育・学習を推進し、「環境出前講座等受講者数」は毎年3,000人前後に上ったほか、環境教育の全体計画作成や環境教育に関連した体験学習を実施した小中学校の割合は増加傾向にあります。

しかし、環境教育の担い手となる人財や環境教育に取り組むNPO団体数は横ばいとなっており、担い手を育てるための取組や仕組みづくりに、より一層、取り組んでいく必要があります。

## 5 第6次青森県環境計画の策定経過

年月日	内 容
平成31年1月～2月	第6次青森県環境計画策定に係る県民等意識調査
平成31年3月～4月	第5次青森県環境計画に係る取組状況等の点検
平成31年4月26日	第1回第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議（策定方針の検討）
令和元年5月31日	第1回第6次青森県環境計画策定検討有識者会議（策定方針の検討）
令和元年7月25日	第2回第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議（骨子案の検討）
令和元年9月13日	第2回第6次青森県環境計画策定検討有識者会議（骨子案の検討）
令和元年10月16日	第3回第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議（素案の検討）
令和元年11月8日	第3回第6次青森県環境計画策定検討有識者会議（素案の検討）
令和元年11月29日～ 令和2年1月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あおり県民政策提案制度実施要綱に基づき、第6次青森県環境計画（素案）についてパブリック・コメントを実施</li> <li>・第6次青森県環境計画（素案）について市町村に意見照会</li> </ul>
令和元年12月23日	第33回青森県環境審議会（第6次青森県環境計画（素案）の報告）
令和2年2月14日	第34回青森県環境審議会（第6次青森県環境計画（案）の諮問・答申）
令和2年3月	計画策定

## 6 青森県環境審議会委員名簿

(五十音順、令和2年3月1日現在)

氏名	職業又は団体等における役職	備考
阿部 敏之	弘前大学大学院理工学研究科 教授	
鮎川 恵理	八戸工業大学工学部 准教授	
猪股 克彦	白神山地ビジターセンター解説員	
岩間 たつ子	青森県交通安全母の会連合会 副会長	
大津 千鶴子	一般社団法人青森県建築士会 会員	
大宮 千恵子	青森県漁協女性組織協議会 理事	
葛西 恵子	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合 女性部長	
加藤 千尋	弘前大学農学生命科学部 助教	
鎌田 亮	北里大学獣医学部 准教授	
川本 清	八戸工業大学基礎教育研究センター長 教授	副会長
今 京子	公募	
齊藤 弘子	青森大学薬学部 教授	
佐藤 巧	元日本地質学会 会員	
佐藤 美華子	弘前地方森林組合 総務課長	
島口 天	県立郷土館 学芸主幹	
鈴木 拓也	八戸工業大学工学部 准教授	
関下 斉	日本野鳥の会青森県支部 支部長	
田中 美智子	特定非営利活動法人青森県消費者協会 理事	
塚本 剛也	公募	
藤 公晴	青森大学社会学部 教授	会長
鳴海 富美子	自然観察指導員	
西村 美八	八戸学院大学健康医療学部 准教授	
橋本 幸雄	一般社団法人青森県猟友会 会長	
橋本 礼子	青森県商工会女性部連合会 副会長	
長谷河 亜希子	弘前大学人文社会科学部 准教授	
前田 愛子	十和田八甲田地区パークボランティア連絡会 副会長	
松山 信彦	弘前大学農学生命科学部 准教授	
村上 秀一	公益社団法人青森県医師会 副会長	
村上 洋一	青森県公衆浴場業生活衛生同業組合員	
山田 昌子	一般社団法人青森県ユネスコ協会 副会長	
山谷 詠子	青森県食生活改善推進員連絡協議会 会長	

## 7 第6次青森県環境計画策定検討有識者会議設置要綱

### (設置)

第1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年12月青森県条例第43号）第10条の規定に基づく青森県環境計画の策定に係る検討を行うため、学識経験者等を委員とする第6次青森県環境計画策定検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 有識者会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 第5次青森県環境計画に掲げられた施策の推進状況等に関する検証
- (2) 第6次青森県環境計画案の検討

### (組織)

第3 有識者会議は、委員7人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験者等から知事が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議長等)

第4 有識者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5 有識者会議の会議は、環境生活部長が招集する。

2 議長は、必要と認める者に対して、有識者会議への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第6 有識者会議の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成31年4月11日から施行する。



## 8 第6次青森県環境計画策定検討有識者会議委員名簿

(平成31年4月11日現在)

分野	氏名	役職名	備考
自然環境	鈴木拓也	八戸工業大学工学部土木建築工学科准教授	
	進藤順治	北里大学獣医学部教授	
生活環境	阿部敏之	弘前大学大学院理工学研究科教授	
	田中桂子	有限会社ローズリー資源代表取締役	
快適環境	河村信治	八戸工業高等専門学校総合科学教育科教授	
地球環境	渋谷拓弥	青森県地球温暖化防止活動推進センター長	
環境教育	藤公晴	青森大学社会学部教授	議長

## 9 第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議設置要綱

### (目的)

第1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年12月青森県条例第43号）第10条の規定に基づき第6次青森県環境計画を策定するに当たり、計画案の検討等を行うため、第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2 連絡会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 第6次青森県環境計画案の検討
- (2) その他第6次青森県環境計画の策定に必要な事項の検討

### (構成員)

第3 連絡会議は、別表に掲げる課（以下「関係課」という。）の長が指名する関係課所属職員により構成する。

2 連絡会議の議長は、環境生活部環境政策課長を持って充てる。

3 議長は、必要に応じて、第1項による構成員以外の者を連絡会議の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (会議)

第4 連絡会議の会議は、環境生活部環境政策課長が招集する。

### (庶務)

第5 連絡会議の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は環境生活部環境政策課長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 別表（要綱第3関係）

部局等	課 名	部局等	課 名
総務部	財政課	県土整備部	監理課
企画政策部	企画調整課	危機管理局	防災危機管理課
環境生活部	県民生活文化課	観光国際戦略局	観光企画課
健康福祉部	健康福祉政策課	エネルギー総合対策局	エネルギー開発振興課
商工労働部	商工政策課	教育庁	教育政策課
農林水産部	農林水産政策課	警察本部	総務室総務事務推進課

# 10 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

平成8年12月24日

青森県条例第43号

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第八条）

#### 第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

##### 第一節 施策の基本方針（第九条）

##### 第二節 環境計画（第十条）

##### 第三節 環境の保全及び創造のための施策等（第十一条—第二十三条）

##### 第四節 地球環境の保全の推進等（第二十四条・第二十五条）

#### 第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進（第二十六条—第二十九条）

### 附則

私たちのふるさと青森県は、本州の最北端に位置し、三方を海に囲まれ、陸奥湾を抱え込むように東に下北半島、西に津軽半島が北方に伸び、変化に富んだ美しい海岸線を擁している。また、原生的なブナ林に覆われた世界遺産である白神山地をはじめとした緑の山々、豊かな森林にはぐくまれた水を源とする多くの清流や湖沼など豊かで美しい自然に恵まれている。

四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然と私たちの先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で特色ある北国の文化をはぐくんできた。私たちは、各地で存在する縄文の遺跡、中世及び近世の城跡、寺社及び工芸品など、そして、各地の郷土色豊かな風俗慣習、民俗芸能などに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感じることができる。

私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきたが、資源やエネルギーの大量消費と大量の廃棄物を伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、大気、水、そして土壌の汚染をはじめとする様々な問題をもたらし、私たちの生活の安全性を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

このような状況の中、私たちは、ふるさとに残る豊かで美しい自然とそのもたらす恵沢を後世に伝えていく責務を負っている。このため、すべての県民の参加と連携により、私たちの日常生活や事業活動と環境の調和を図りながら、豊かで美しい青森県の環境の保全と創造を目指し、さらには地球的規模の環境問題への地域からの取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破

壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

**第三条** 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これが将来の県民に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本県の地域特性を生かし、人と自然との調和が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の参加と公平な役割分担の下に、すべての者が環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

**第四条** 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

**第五条** 削除

（事業者の責務）

**第六条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

**第七条** 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（青森県環境白書）

**第八条** 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした青森県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

## 第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第一節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

**第九条** 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- 四 身近な緑と水辺及び優れた景観の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。
- 五 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- 六 地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

## 第二節 環境計画

(環境計画)

**第十条** 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

2 環境計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する目標
- 二 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- 三 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
- 四 その他環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 知事は、環境計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境計画の変更について準用する。

## 第三節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第十一条** 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

**第十二条** 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

**第十三条** 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

**第十四条** 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

**第十五条** 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(潤いと安らぎのある環境の保全及び創造)

**第十六条** 県は、潤いと安らぎのある環境を保全し、及び創造するため、緑と水に親しむことのできる生活空間の整備、美しい自然景観をはじめとする優れた景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

**第十七条** 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用（以下「資源の循環的な利用等」という。）が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用等に率先して努めるものとする。

(環境管理の促進)

**第十八条** 県は、事業者が行う環境管理（事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。）を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

**第十九条** 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

**第二十条** 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

**第二十一条** 県は、第十九条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供す

るものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

**第二十二条** 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(放射性物質による大気汚染等の防止についての配慮)

**第二十三条** 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止について特に配慮するものとする。

#### **第四節 地球環境の保全の推進等**

(地球環境の保全の推進)

**第二十四条** 県は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する調査、研究、情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に資する行動計画)

**第二十五条** 知事は、県、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するように行動するための計画を定め、その普及及び啓発を行うとともに、これに基づく行動が推進されるようにしなければならない。

### **第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進**

(国及び他の地方公共団体との協力)

**第二十六条** 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援)

**第二十七条** 県は、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を行う場合には、これを支援するよう努めるものとする。

(県民の意見の反映)

**第二十八条** 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

**第二十九条** 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (抄)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。